

施策4 待機児童ゼロへの挑戦

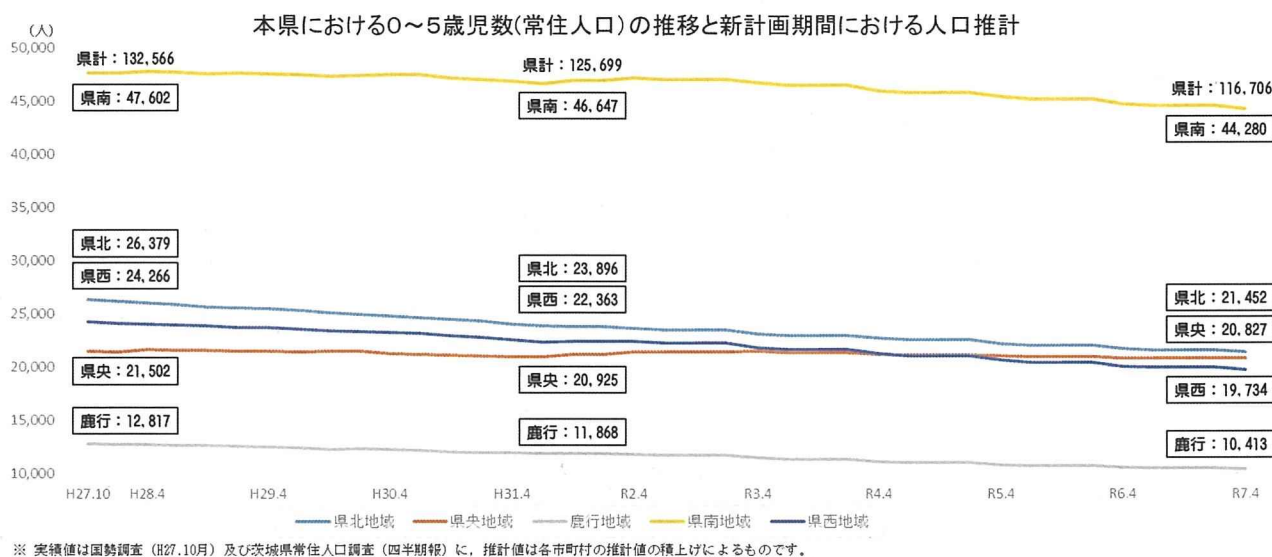
1 現状と課題

(1) 増加する保育需要と待機児童の状況

これまで、県では地域の実情に合わせて、過去5年間（H26～30）で143の保育所等を整備し、保育の供給量の拡大を図ってきたところですが、女性の就業率の上昇等により、子ども全体の数は減少しているにもかかわらず、保育所申込者数はこの5年間で10,000人（+20%）増加するなど、保育需要の増加傾向は続いています。

このようななかで、平成29年度に過去最高となった県内待機児童につきましては、保育所の整備等の効果もあって、平成31年4月には345人と、計画期間中（H27～H31）最少となりましたが、依然としてつくば市を始めとする県南地区を中心に待機児童が発生している状況です。

一方で、年少人口が減少しつつある地域では、幼児教育・保育機能の維持等が問題となるなど、地域ごとに抱える課題が異なっており、それぞれの実情に即した子ども・子育て支援の充実が強く求められているところです。

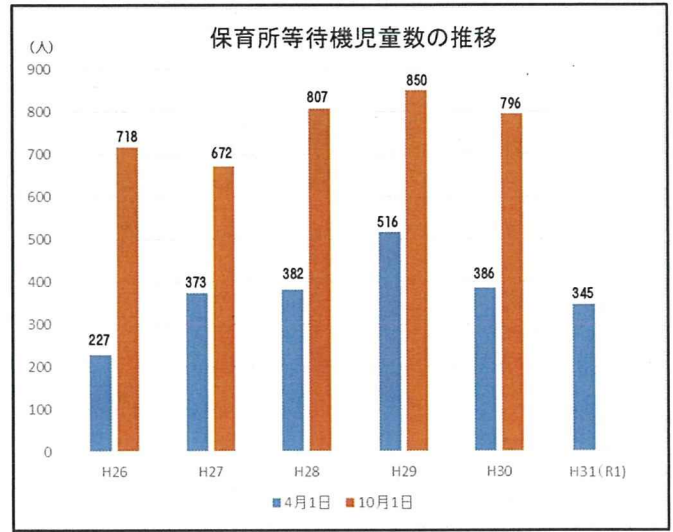
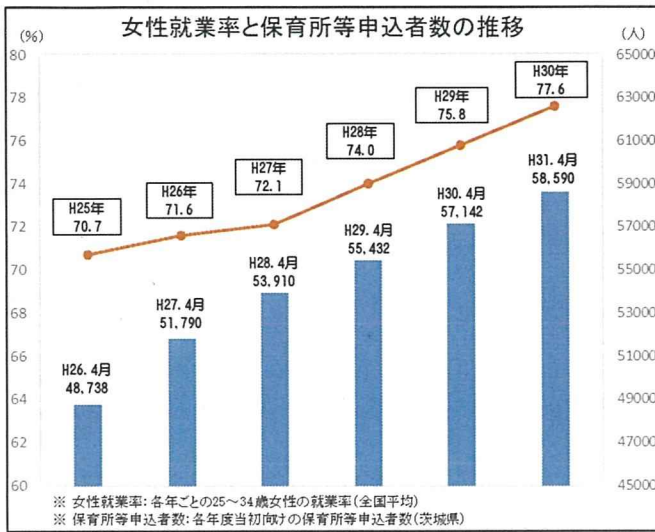


0～5歳児数（常住人口）の増減率の大きな県内市町村における推移

(単位：人)

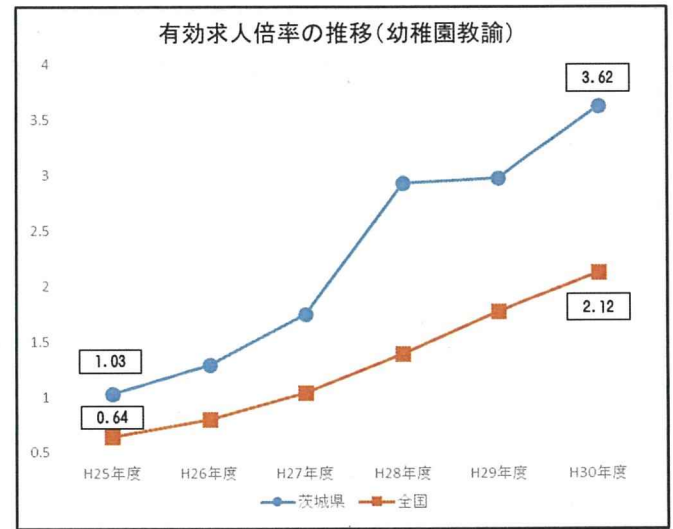
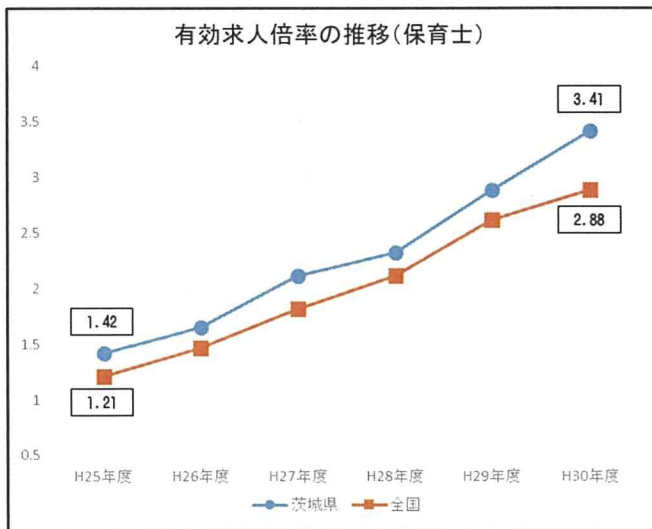
人口増加率が大きい(減少率が小さい)5市町								人口減少率が大きい5市町村									
市町村名	H27	H28	H29	H30	H31	H27差	H27比	市町村名	H27	H28	H29	H30	H31	H27差	H27比		
つくば市	0～2歳	6,165	6,366	6,737	7,008	7,124	959	13.5%	太子町	0～2歳	230	217	209	210	180	▲ 50	▲ 27.8%
	3～5歳	6,386	6,483	6,511	6,714	6,921	535	7.7%		3～5歳	281	265	244	212	208	▲ 73	▲ 35.1%
	計	12,551	12,849	13,248	13,722	14,045	1,494	10.6%		計	511	482	453	422	388	▲ 123	▲ 31.7%
つくばみらい市	0～2歳	1,626	1,671	1,671	1,622	1,528	▲ 98	▲ 6.4%	利根町	0～2歳	175	164	147	150	142	▲ 33	▲ 23.2%
	3～5歳	1,576	1,645	1,722	1,788	1,749	173	9.9%		3～5歳	248	255	221	207	182	▲ 66	▲ 36.3%
	計	3,202	3,316	3,393	3,410	3,277	75	2.3%		計	423	419	368	357	324	▲ 99	▲ 30.6%
常陸太田市	0～2歳	738	726	734	754	761	23	3.0%	美浦村	0～2歳	310	296	282	289	258	▲ 52	▲ 20.2%
	3～5歳	832	817	811	854	811	▲ 21	▲ 2.6%		3～5歳	317	329	307	275	258	▲ 59	▲ 22.9%
	計	1,570	1,543	1,545	1,608	1,572	2	0.1%		計	627	625	589	564	516	▲ 111	▲ 21.5%
水戸市	0～2歳	6,786	6,875	6,955	7,067	6,809	23	0.3%	稲敷市	0～2歳	608	588	624	576	557	▲ 51	▲ 9.2%
	3～5歳	6,684	6,701	6,681	6,582	6,660	▲ 24	▲ 0.4%		3～5歳	764	759	678	653	602	▲ 162	▲ 26.9%
	計	13,470	13,576	13,636	13,649	13,469	▲ 1	▲ 0.0%		計	1,372	1,347	1,302	1,229	1,159	▲ 213	▲ 18.4%
阿見町	0～2歳	1,084	1,102	1,100	1,062	1,087	3	0.3%	桜川市	0～2歳	699	676	688	654	622	▲ 77	▲ 12.4%
	3～5歳	1,190	1,174	1,182	1,204	1,185	▲ 5	▲ 0.4%		3～5歳	860	851	818	779	710	▲ 150	▲ 21.1%
	計	2,274	2,276	2,282	2,266	2,272	▲ 2	▲ 0.1%		計	1,559	1,527	1,506	1,433	1,332	▲ 227	▲ 17.0%

※ H27は10月時点(国勢調査)、H28以降は4月時点(茨城県常住人口調査(四半期報))の人数です。



(2) 加速する保育人材への需要

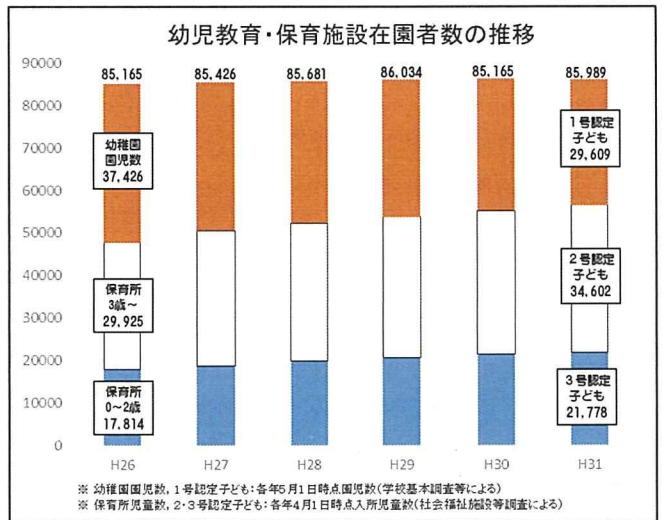
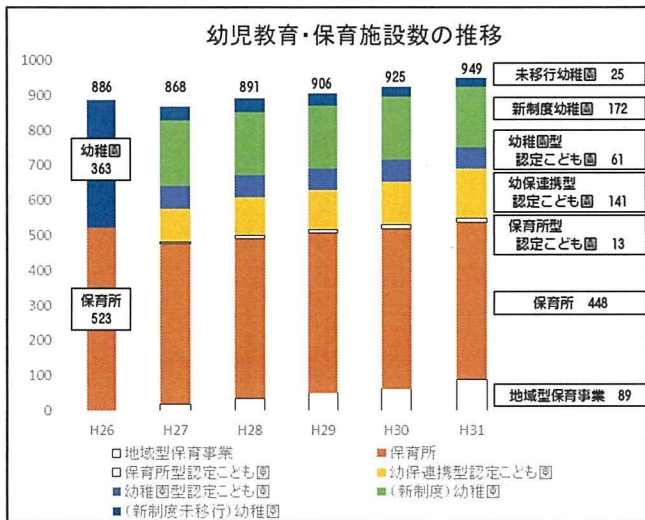
保育の受け皿の整備が進む一方で、保育士等の不足が課題となっており、本県の保育士等の有効求人倍率は全国平均よりも高い水準で推移しています。



(3) 幼児教育・保育のニーズの変化

幼稚園が、施設数、園児数ともに減少傾向が続いている一方、保育へのニーズの高まりにより、保育施設(保育所・認定こども園・地域型保育事業)の在籍者数は増加し続けており、特に、認定こども園については、保育の必要性の有無にかかわらず、幼児教育や保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの認識のもと、質の高い幼児教育や保育のサービスを総合的に提供されることが期待できることから、本県ではこれまでに215件認可(認定)してきたところです。

なお、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化によって保育需要が今後どのように推移していくか注視していく必要があります。



※ H27年度における施設数の減少については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴って、幼稚園49園と保育所49園が合併し、幼保連携型認定こども園49園に移行したことによるものです。

2 対応方針

県内の乳幼児数は全体的に減少する方向ですが、今後も女性の就業率は上昇し、保育需要は当面伸び続けることが見込まれるため、幼児教育・保育の質の確保・向上を図りながら、待機児童の解消を図るには、引き続き保育所の整備等による保育の受け皿の拡大に向けて取組むとともに、県民のニーズに応じた多様な保育環境の整備を進めていくことが必要です。

一方、県内には保育需要の増加が見込まれる地域と減少が見込まれる地域の両方が存在し、求められる幼児教育・保育のニーズも地域によって多様化していることから、どのような地域であっても、子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ちあうことができるよう、地域のニーズに応じて、質の高い幼児教育・保育の提供体制、人材の確保及び教育・保育の質の向上等を図る必要があります。

3 主な取組

(1) 待機児童の解消に向けた取組の進展

働きながら、安心して子どもを産み育てられるよう、以下の取組により待機児童の問題を解消し、待機児童ゼロを維持し続けていきます。

① 保育所等の整備

地域のニーズに応じて、特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）や地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）の整備をすすめ、既存施設の有効活用とも併せ、保育の受け皿を拡充します。

② 保育人材の確保

保育需要の増加に向けた人材の確保を図るため、保育士養成施設学生に対する就学資金の一部貸付を行うなど、新たな保育人材の確保を図っていくとともに、保育人材バンクや就職準備金の貸付等

により、潜在保育士の復職支援を図っていきます。

また、施設型給付費の処遇改善加算等の活用により保育士等の処遇面での改善を図るとともに、より手厚い保育を必要とする1歳児のための非常勤保育士雇上げや、保育現場において保育士等のサポートを行う保育補助者等の雇上げについて支援をするなど職場環境の改善を図ることで、保育士等の就業継続につなげていきます。

③広域連携の強化

市町村間の広域連携の強化の調査のため、「待機児童対策協議会」を開催し、県と市町村間の情報共有や連携体制の構築・強化に努めてまいります。また、必要に応じて県が市町村間の協議に参加し、調整を行います。

(2) 幼児教育・保育・地域における子育て支援サービスの充実

子どもの育ちに十分配慮しながら、保護者の就労形態の多様化や地域のニーズに応じて、延長保育、一時預かり、病児保育、子育て短期支援などの様々な保育サービスの充実を図ります。

①多様な就労形態に対応した保育施設の設置促進

保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れることで一貫した幼児期の学校教育と保育及び子育て支援を一体的に提供できる認定こども園（※）について更なる普及を促進します。

また、利用時間を超えて保育を実施する延長保育や日曜・祝日に保育が必要な児童を保育する休日保育、夜間に安心して子どもを預けられる夜間保育の実施を促進します。

※認定こども園の目標設置数等具体的目標については、【別掲】茨城県子ども・子育て支援事業支援計画に掲載

②病児保育の促進

病気や病気回復期にあるため、保育所等での集団保育が困難な乳幼児を、病院・保育所等に設置した保育と看護の機能を併せ持つ専用スペースにおいて保育する病児保育事業の実施を促進します。

また、病児保育事業の利用を希望しながら、地域の小児科医等の不足などにより、実際には利用できない方等が多く存在することが見込まれることから、病児保育事業の広域利用を推進するなど、市町村に対して助言等を行い、より多くの市町村が病児保育事業に取り組めるよう支援していきます。

③一時預かり事業、幼稚園預かり保育の促進

日常生活上の突発的な事情等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合や核家族化による育児疲れ等の保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、乳幼児を一時的に預かる一時預かり保育のさらなる充実を図ります。

また、保護者の多様なニーズに応じて、幼稚園（認定こども園の1号認定部分を含む。以下同じ）の利用希望や、保育を必要とする際の預かり保育の利用希望に対応できるよう、幼稚園における預かり保育のさらなる充実を図ります。

④子育て短期支援事業の促進

保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由で緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童福祉施設等において養育・保護を行います。

(3) 幼児教育・保育の質の向上

子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培い、心身ともに健やかな育成を支えるため、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

①幼児教育・保育の人材の資質の向上

保育教諭，幼稚園教諭，保育士等に対し，初任者や経験年数等に応じた研修を体系的に実施するとともに，複雑化する保育ニーズ等への対応や，保育の専門性を高めるための研修を実施し，幼児教育・保育等を担う人材の資質の向上を図ります。

②保育教諭の配置

認定こども園においては，保育教諭（幼稚園教諭免許と保育士資格の併有者）の配置が求められることから，両資格の併有促進を図ります。

(4) 地域の子育て支援（地域子育て支援拠点・ファミリー・サポート・センターなど）の拡充【再掲】

子育て中の親が孤立することがないように，親子の交流や子育て等の相談ができる地域子育て支援拠点の整備や，住民参加による子育てサポーターやファミリー・サポート・センターの利用の拡充を図るとともに，子育て家庭に対して地域全体で総合的に各種サービスを提供する地域ケアシステムを推進します。

また，地域の子育て支援の担い手として，シニア世代の参加を促進します。

4 主要指標

2019 (R 元)	調整中	4 (R 6)
2019 (R 元)	調整中	4 (R 6)

施策5 児童虐待対策の推進

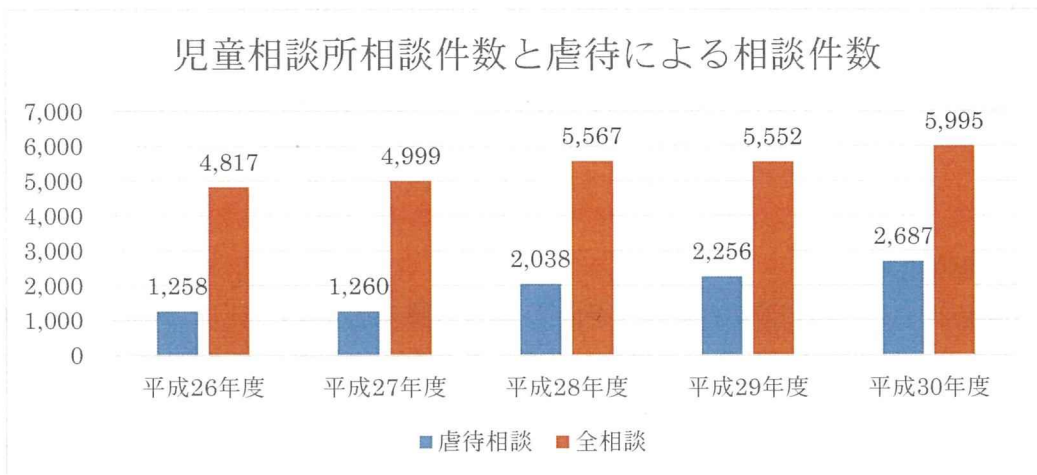
1 現状と課題

全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は年々増加し、平成30年度については159,850件と増加が続いています。

本県におきましても、平成30年度は2,687件となり、対前年比で約1.2倍と過去最多となっています。

その増加要因としては、県警本部との全件情報提供（共有）や、DV事案における心理的虐待の通告の増加等があると考えられます。

また、児童虐待事案は、年々、複雑化、困難化していることから、児童の保護件数も増加する傾向にあります。



(1) 発生予防, 早期発見及び早期対応

平成30年度の児童虐待相談2,687件の内訳を見ますと、3歳未満の児童が485件で18.0%、3歳から就学前児童が663件で24.7%となり、あわせて約43%を占めています。

これらの背景には、核家族化の進展等による地域のつながりの希薄化等により、妊産婦や母親等の子育ての孤立感や負担感が高まっていることなども課題になっています。

このため、妊娠期から子育て期までの支援を、市町村等の関係機関と連携して切れ目なく提供することが必要になります。

(2) 子どもや保護者に対する援助・支援

子どもは、虐待から守られ、安心できる家庭的環境で生活できることが大切であり、年齢や心身の状況に応じて、必要な援助を行っています。

また、子育てに不安感を抱いていたり、虐待を行った保護者に対しては、市町村や関係機関と連携し、孤立させることのないよう支援することが大切です。

そのため、市町村においては、身近な相談機関として子どもや保護者に対し在宅支援を行い、児童相談所においては、市町村に必要な助言や支援を行うとともに、専門的な知識や技術を用いた援助を行います。

さらに、市町村の業務を支援し、児童相談所の機能の補完的役割を担う児童家庭支援センターの整備についても進める必要があります。

(3) 社会的養護の充実

児童虐待等の様々な事情により、家庭での養育が困難となった子どもについては、心身ともに健やかに成長できるよう、家庭養育優先原則に基づき、家庭に近い養育環境である里親等への委託を推進していくことが求められています。また、児童福祉施設についても、同様の環境が確保できるよう、新たな社会的養護を進めていく必要があります。

(4) 市町村及び関係機関との連携及び支援

子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化し、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっていることから、児童相談所や市町村はもとより、医療機関、学校、教育委員会、警察等の関係機関と十分に連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築して、その活用を図ることが必要です。

また、児童虐待防止のためには、子どもの所在を的確に把握し支援することが重要であることから、子どもの属する世帯の転出、転入等における情報について、市町村及び関係機関との共有を図っています。

(5) 児童相談所の体制強化等

本県の児童相談所における相談対応件数は、平成 25 年度以降増加傾向にあり、平成 30 度は全相談が 5,995 件となり対前年比で約 8 % の増加となり、その内虐待相談が 2,687 件と全体の約 45 % を占めています。

特に虐待相談については、複雑化、困難化した事案が増加し、一時保護等の行政処分や法的対応等が必要となる事案も増えており、それらの事案に迅速かつ適切な対応を図るため、児童相談所の体制強化が急務となっています。

2 対応方針

虐待の予防から早期発見、早期対応及び子どもの自立支援に至るまで、切れ目のない支援を、市町村等の関係機関と連携して提供することが必要です。また、子育てに不安感を抱いていたり、虐待を行った保護者に対しては、孤立させることのないよう支援することが重要です。

家庭での養育が困難となった子どもについては、家庭養育優先原則に基づき、家庭に近い養育環境である里親等への委託等を推進するとともに、児童福祉施設についても、小規模化や地域分散化により同様の環境を確保するなど、新たな社会的養護を推進します。

また、児童相談所において、児童福祉司等の専門的知識を有する職員の増員や専門性の向上を図るなど体制強化等を努めます。

3 主な取組

(1) 妊産婦の支援及び産後ケアの充実

すべての妊産婦を対象に健康管理手帳を配布し、産後うつや赤ちゃんについての理解と対応の周知を図ります。

また、産後うつや新生児への虐待予防を図る観点から妊婦健康診査及び産後ケア事業等の実施を進め、特定妊婦及び要支援児の把握と相談対応に取り組みます。

さらに、妊娠等相談窓口における予期せぬ妊娠等の相談を実施し、専門的な観点から助言、支援を実施します。

(2) 母子保健施策と児童虐待防止対策との連携強化

児童虐待は、出産後の問題と捉えられがちですが、妊娠期からの支援が重要であり、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援が必要とされています。そのため、妊産婦及び乳幼児等の実情把握、妊娠・出産子育てに関する各種相談支援、必要な情報提供、助言・指導、支援プランの策定を担う「子育て世代包括支援センター」を、令和2年度末までに全ての全市町村に設置できるよう支援します。

(3) 児童虐待の早期発見・早期対応

児童相談所が閉所している夜間、休日等を含めて、「いばらき虐待ホットライン」により虐待相談等に24時間対応し、原則として48時間以内の対応を図ります。さらに、児童相談所全国共通ダイヤル「189（イチハヤク）」の県民への周知を図ることにより、早期発見、早期対応を推進します。

(4) 市町村における総合的な支援体制の充実

市町村を中心とした在宅支援の強化が必要になっており、平成28年の児童福祉法等の一部改正においても、市町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされたことから、保健担当部門と福祉担当部門との円滑な連携・協働の体制を推進していきます。このため、「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度までに、全ての市町村に設置できるよう支援します。

(5) 児童家庭支援センターによる援助、支援

「児童家庭支援センター」の計画的な整備を行い、児童相談所の補完的機能を担い、子どもや保護者からの専門的知識等を要する相談に応じた助言、指導や、市町村の求めに応じた技術的な助言等を行うことができる体制を整備します。

(6) 里親制度の推進

里親のリクルート、里親登録に係る研修やトレーニング、子どもと里親家庭のマッチング等のフォスタリング業務を、専門的知識や技術を有する児童福祉施設等へ委託することにより、里親登録数の増加や里親の資質向上を図ります。

また、フォスタリング業務を包括的に実施する民間フォスタリング機関を設置することにより、里親制度の一層の推進を図ります。

(7) 施設の小規模化・地域分散化及び高機能化の推進

乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を踏まえ、施設での養育を必要とする子どもを養育するとともに、里親を含む在宅家庭への支援等を行うなど、施設の小規模化、地域分

散化、高機能化及び多機能化等を進めることにより専門性を高め、より一層専門的な役割を担う取組を支援します。

(8) 市町村及び関係機関における転出入情報の共有

児童相談所は、子どもの所在及びその属する世帯の転出、転入等の情報についての的確に把握するとともに、市町村や関係機関との共有と活用を図ります。

(9) 児童相談所と警察との連携の充実

児童相談所が受け付けたすべての虐待事案に係る情報提供及び共有を継続するとともに、より円滑かつ効果的な取組ができるよう連携を進めます。

(10) 児童相談所の体制の充実

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進及び市町村の相談支援体制の強化等を図るため、児童相談所における職員を増員するなど体制の充実を図ります。

(11) 児童相談所職員の研修体制の充実

児童相談所における法定研修や職層別研修等を含めた研修体系を策定し、職員の専門性を含めた資質向上を図ります。

4 主要指標

2019 (R元)			4 (R6)
調整中			
2019 (R元)			4 (R6)

施策6 誰もが教育を受けることができる社会づくり

1 現状と課題

(1) 教育にかかる費用の経済的負担

文部科学省の2016年度(平成28年度)子供の学習費調査における学習費総額(保護者が支出した1年間・子ども一人当たりの額)は、幼稚園の公立で約23万4千円・私立で約48万2千円、小学校の公立で約32万2千円・私立で約152万8千円、中学校の公立で約47万9千円・私立で132万7千円、高等学校(全日制)の公立で約45万1千円・私立で約104万円となっています。

公立学校と私立学校の学習費総額の差は、幼稚園では私立が公立の2.1倍、小学校では4.7倍、中学校では2.8倍、高等学校(全日制)では2.3倍となっています。

また、世帯の年間収入と学習費総額の状況を見ると、公私立問わず、どの学校種においても、年間収入が高いほど学習費総額が多くなっていく傾向にあります。

(全国) 学校種別の学習費総額(保護者が支出した1年間・子ども一人当たりの額)

(円)

区 分	幼 稚 園		小 学 校		中 学 校		高等学校(全日制)	
	公 立	私 立	公 立	私 立	公 立	私 立	公 立	私 立
学 習 費 総 額	233,947	482,392	322,310	1,528,237	478,554	1,326,933	450,862	1,040,168
公私比率	1	2.1	1	4.7	1	2.8	1	2.3
うち学校教育費	120,546	318,763	60,043	870,408	133,610	997,435	275,991	755,101
構成比(%)	51.5	66.1	18.6	57.0	27.9	75.2	61.2	72.6
公私比率	1	2.6	1	14.5	1	7.5	1	2.7
うち学校給食費	20,418	29,924	44,441	44,807	43,730	8,566
構成比(%)	8.7	6.2	13.8	2.9	9.1	0.6
公私比率	1	1.5	1	1.0	1	0.2
うち学校外活動費	92,983	133,705	217,826	613,022	301,184	320,932	174,871	285,067
構成比(%)	39.7	27.7	67.6	40.1	62.9	24.2	38.8	27.4
公私比率	1	1.4	1	2.8	1	1.1	1	1.6

資料：文部科学省「平成28年度子供の学習費調査」

(全国) 世帯の年間収入別、学校種別学習費総額

区 分	幼 稚 園					
	公 立			私 立		
	a平均値 (万円)	b標準誤差 (万円)	標準誤差率 b/a(%)	a平均値 (万円)	b標準誤差 (万円)	標準誤差率 b/a(%)
400万円未満	20.0	0.4	1.97	42.0	1.5	3.57
400万円～599万円	21.5	0.4	2.02	43.1	1.2	2.77
600万円～799万円	24.7	0.7	2.66	50.5	1.2	2.32
800万円～999万円	28.0	1.7	5.99	50.9	3.7	7.34
1,000万円～1,199万円	34.0	3.4	10.13	60.0	3.5	5.91
1,200万円以上	44.4	8.0	18.02	67.0	2.4	3.61

区 分	小 学 校					
	公 立			私 立		
	a平均値 (万円)	b標準誤差 (万円)	標準誤差率 b/a(%)	a平均値 (万円)	b標準誤差 (万円)	標準誤差率 b/a(%)
400万円未満	23.3	0.6	2.37	104.9	7.1	6.79
400万円 ～ 599万円	26.6	0.5	2.02	117.3	3.5	2.95
600万円 ～ 799万円	31.3	0.7	2.18	130.0	3.5	2.71
800万円 ～ 999万円	37.1	1.0	2.68	139.7	2.4	1.73
1,000万円～1,199万円	43.7	2.4	5.39	152.4	2.5	1.64
1,200万円以上	58.4	8.1	13.92	173.0	2.0	1.15

区 分	中 学 校					
	公 立			私 立		
	a平均値 (万円)	b標準誤差 (万円)	標準誤差率 b/a(%)	a平均値 (万円)	b標準誤差 (万円)	標準誤差率 b/a(%)
400万円未満	39.3	1.4	3.49	109.4	6.0	5.48
400万円 ～ 599万円	43.4	1.0	2.22	112.7	4.6	4.07
600万円 ～ 799万円	48.9	1.4	2.79	123.0	4.2	3.42
800万円 ～ 999万円	51.2	1.4	2.73	131.4	3.5	2.63
1,000万円～1,199万円	58.1	2.1	3.57	132.9	4.2	3.15
1,200万円以上	62.8	2.9	4.61	146.9	4.4	3.02

区 分	高 等 学 校(全日制)					
	公 立			私 立		
	a平均値 (万円)	b標準誤差 (万円)	標準誤差率 b/a(%)	a平均値 (万円)	b標準誤差 (万円)	標準誤差率 b/a(%)
400万円未満	35.0	1.3	3.70	76.0	3.5	4.59
400万円 ～ 599万円	39.6	1.5	3.67	89.4	3.3	3.70
600万円 ～ 799万円	46.4	1.5	3.22	99.9	3.6	3.58
800万円 ～ 999万円	52.4	1.8	3.40	114.0	4.8	4.24
1,000万円～1,199万円	56.0	1.8	3.15	110.0	4.4	3.99
1,200万円以上	73.2	3.9	5.27	130.4	6.2	4.74

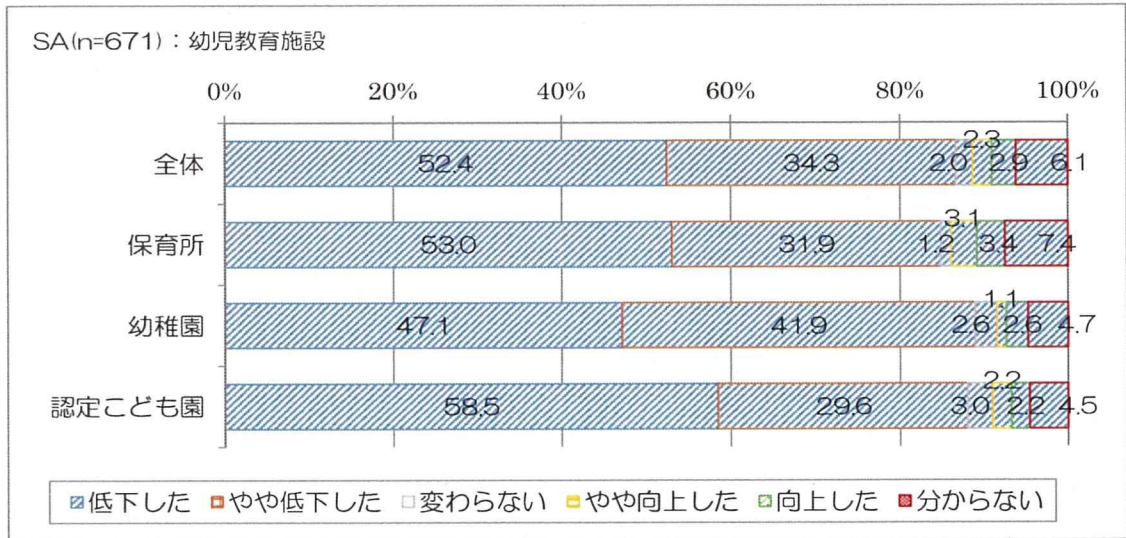
資料：文部科学省「平成28年度子供の学習費調査」 ※網掛は、平均値の標準誤差率が10%以上の箇所

(2) 家庭や地域の教育力の低下

茨城県教育委員会の2016年度(平成28年度)就学前教育・家庭教育実態調査における、30年程度前と比べた家庭における教育力は、「低下した」(52.4%)と「やや低下した」(34.3%)を合わせた割合が8割を超えており、「向上した」(2.9%)、「やや向上した」(2.3%)を合わせた割合を大幅に上回っています。

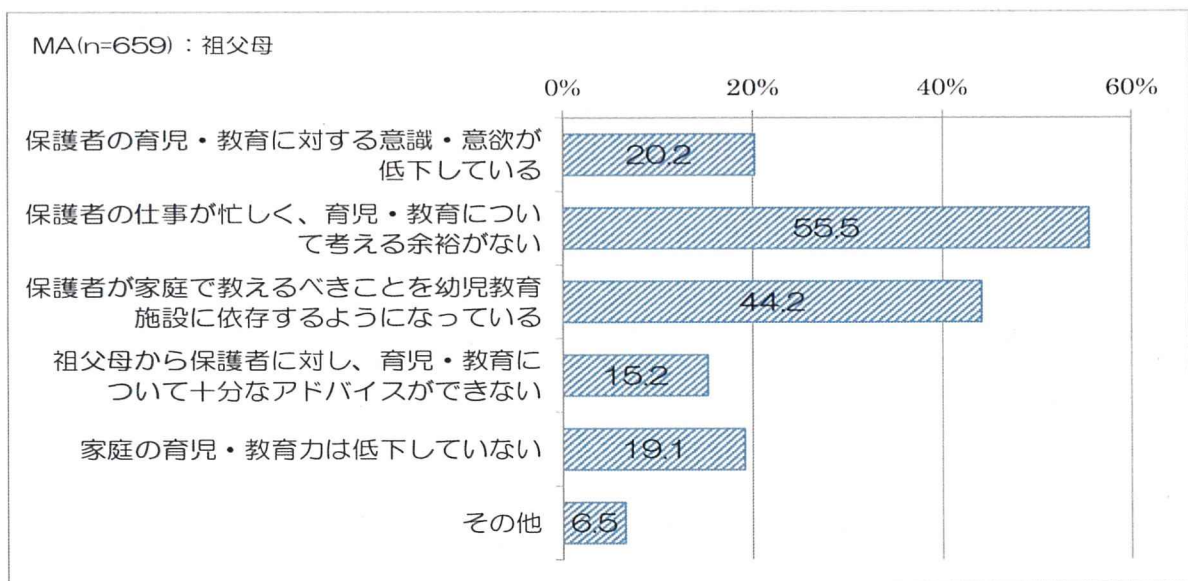
また、祖父母が感じている「家庭の教育力が低下している」と言われる要因については、「保護者の仕事が忙しく、育児・教育について考える余裕がない」(55.5%)が半数以上を占め最も高く、次いで「保護者が家庭で教えるべきことを幼児教育施設に依存するようになっている」(44.2%)となりました。一方で、「家庭の育児・教育力は低下していない」と回答した割合は19.1%でした。

(茨城県) 家庭における教育力の変化



資料：茨城県教育委員会「就学前・家庭教育実態調査 (H28)」

(茨城県) 「家庭の教育力が低下している」と言われる要因

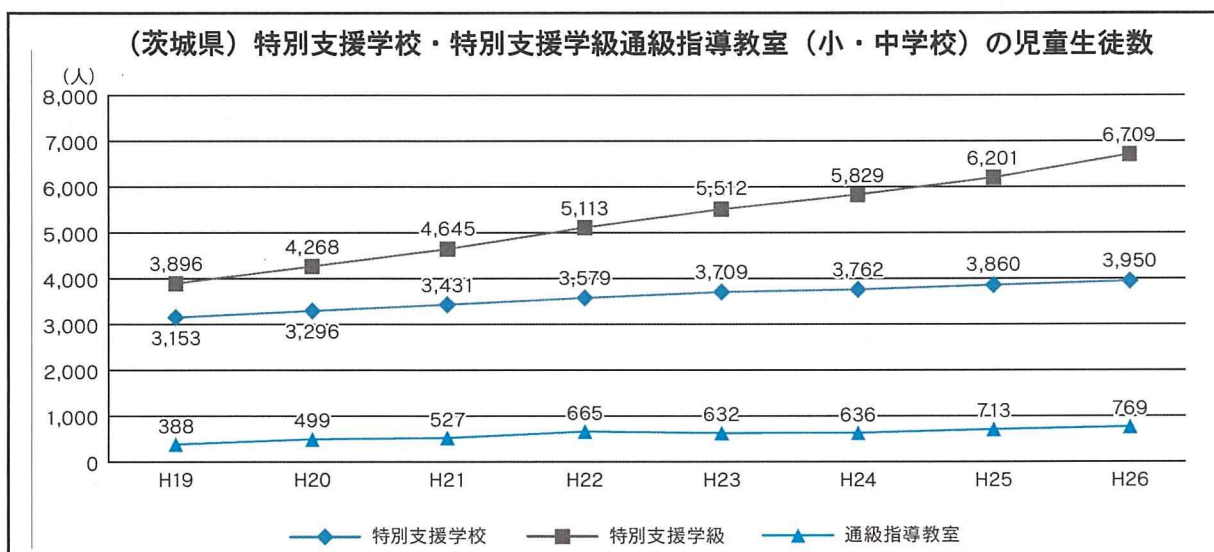


資料：茨城県教育委員会「就学前・家庭教育実態調査 (H28)」

(3) 障害のある子どもへの支援

特別支援学校や特別支援学級等に在籍する児童生徒数は増加傾向にあります。また、障害の重度・重複化や多様化なども進んでいます。

視覚や聴覚に障害のある子どもや発達障害のある子どもを早期に発見し、就学前の早い段階から障害の状態や特性等に応じた効果的な支援や保護者の教育相談の充実を図る必要があります。



資料：茨城県教育委員会調べ ※いばらき教育プランより

茨城県立特別支援学校幼児児童生徒数の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
視覚障害	72	64	54	49	51	48	43	40	45	47
聴覚障害	125	126	118	106	114	115	114	102	108	107
知的障害	2,279	2,370	2,503	2,617	2,755	2,857	2,923	3,002	3,084	3,117
肢体不自由	369	396	417	435	437	454	442	461	449	454
病弱	54	54	47	62	59	62	55	56	59	52
計	2,899	3,010	3,139	3,269	3,416	3,536	3,577	3,661	3,745	3,777

資料：茨城県教育委員会調べ ※いばらき教育プランより

2 対応方針

家庭の経済的状況等を踏まえ、幼児教育・保育の無償化、就学援助制度の促進、特別支援教育就学奨励費補助制度、奨学金貸与制度の適切な運用を通じ、教育費負担の軽減を図るとともに、就学前教育と家庭教育の推進や障害など個別の配慮が必要な子どもの早期発見・早期支援等に取り組みます。

3 主な取組

(1) 幼児教育・保育の無償化等による負担軽減

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化について、制度運用に係る相談支援を行うなど、国、市町村と連携しながら、円滑な実施を図るとともに、無償化制度の対象とならない3歳未満児に対し、国の制度に上乗せした多子世帯向けの保育料軽減を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。

(2) 就学補助、奨学金制度等による負担軽減

経済的理由によって就学困難な、小中学校等の児童生徒の保護者を対象に、市町村が実施する就学援助事業について、適切な運用やきめ細やかな広報等の取組を促し、県においても積極的に周知することで、負担軽減を図り、教育機会の確保に努めます。

また、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて補助することにより、負担軽減を図り、障害のある児童・生徒の教育機会の確保に努めます。

さらに、勉学意欲のある生徒の高校進学が経済的な理由によって阻害されないよう、高校生を対象にした奨学金貸与事業を実施するとともに、大学等を卒業後、県内に就職・定住することを条件にした奨学金返還助成制度を実施し、進学が困難な者の支援に努めます。

(3) 就学前教育・家庭教育の推進

就学前教育の質の向上及び幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、保幼小接続カリキュラムの活用や保幼小連携の中心となる人材の育成を通じて、市町村における就学前教育の推進体制の構築に努めます。

また、家庭教育の充実を図るため、ポータルサイト等を活用した情報発信に取り組むとともに、幼児教育施設や学校、地域等と連携し、訪問型の支援等を含めた家庭教育支援の取組を推進します。

(4) 個別の配慮が必要な子どもの早期発見・早期支援

幼児教育施設、学校及び市町村保健センター等における早期の気づき（一次スクリーニング）、保健所、児童相談所、発達障害者支援センター等における二次スクリーニングの充実を図るとともに、必要に応じた医療支援及び療育支援体制の充実を図ります。

乳幼児健康診査や新生児聴覚スクリーニング等により発見された視聴覚障害の疑いがある子どもに対して精密検査及び療育指導を行うとともに、発達障害の疑いがある子どもについては、子どもの発育発達や健康に関して、保護者や幼児教育施設の保育者等の相談及び支援に努めます。

(5) 特別支援教育等の充実

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への指導や支援の充実を図るため、学校等への専門家の派遣や、管理職及び特別支援教育担当者等の特別支援教育に関する専門性の向上、障害児の就園、就学体制の整備等の取組を進めます。

また、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の増加及び多様化する教育的ニーズに対応するため、多様な学びの場として、通級指導教室や特別支援学級などの適切な設置を推進します。

4 主要指標

2019 (R 元)	調整中		(R 6)

施策7 困難を抱える子どもへの支援

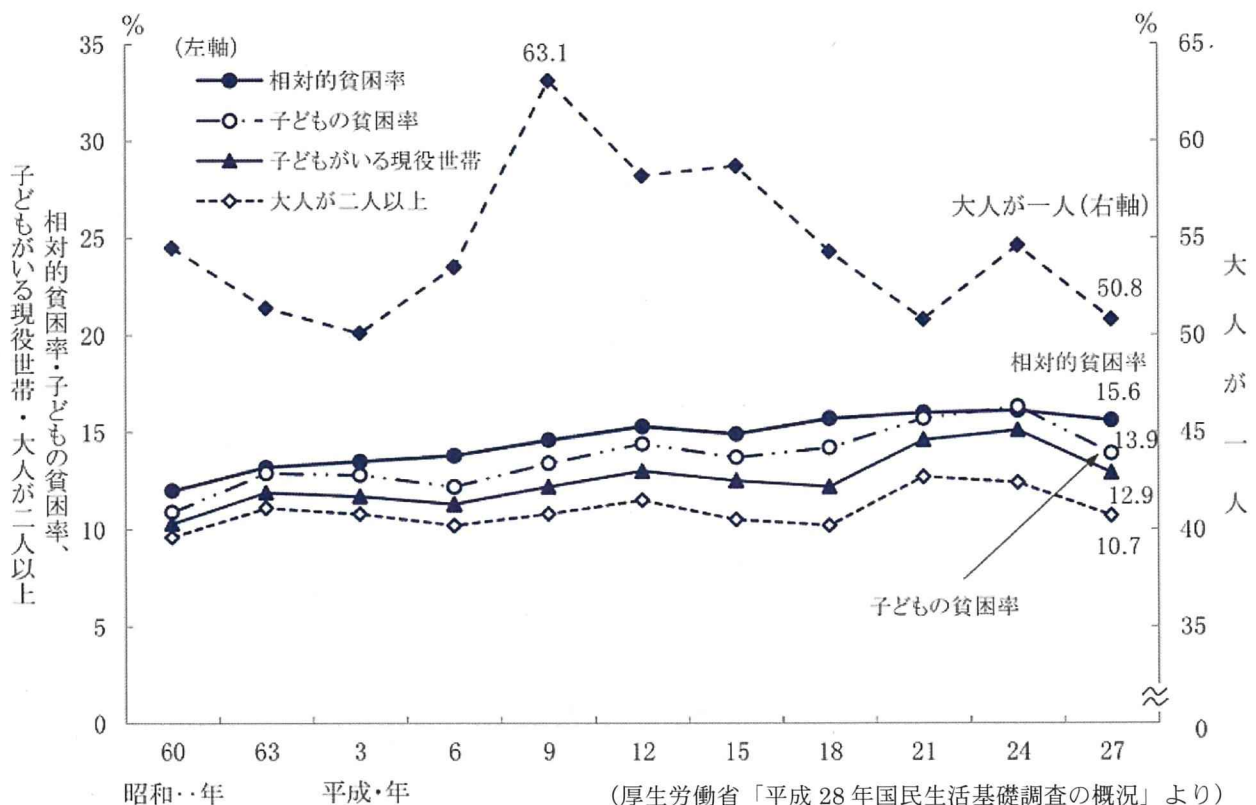
1 現状と課題

(1) 子どもの貧困率

「貧困状態」を示す指標の一つとして、相対的貧困率があります。これは、一定基準（貧困線ⁱ）を下回る等価可処分所得ⁱⁱしか得ていない者の割合のことで、子どもの貧困とは、17歳以下の子ども全体に占める等価可処分所得が一定基準に満たない子供の割合を言います。

日本では、昭和60年以降、子どもの貧困率が上昇傾向にあり、平成24年には16.3%となっています。平成27年の調査では13.9%と改善しましたが、およそ7人に1人の子どもが貧困に陥っている状況です。また、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率は50.8%と、ひとり親世帯における貧困率は高い水準にあります。

貧困率の年次推移（全国）



ⁱ 等価可処分所得の中央値の一定割合（半分）を示したものの。平成24年時点は122万円（名目値）。

ⁱⁱ 世帯人員によって生活コストが異なってくることから、世帯人員の違いを調整するため、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って算出した額。

(2) 子どもの進学率

生活保護世帯の子どもと児童養護施設の子どもの「進学」を選択している子どもの割合が低いことが分かります。

また、生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率においても、全体の値に比べて、中退率が高い状態にあります。

生活保護世帯・児童養護施設の子どもの進学率

	中学校卒業後の進学率		高等学校等卒業後の進学率	
	茨城県	全国	茨城県	全国
生活保護世帯	88.7%	93.7%	15.0%	36.0%
児童養護施設	95.8%	95.8%	23.5%	30.8%
全体(全県)	99.0%	99.0%	68.3%	72.9%

生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率

	高等学校等中退率	
	茨城県	全国
生活保護世帯	5.5%	4.1%
全体(全県)	1.8%	1.3%

(厚生労働省社会・援護局保護課調べ、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ、令和元年度茨城県教育調査報告書、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査から作成)

(3) 県の実情(「茨城県子どもの生活実態調査」(H30)より)

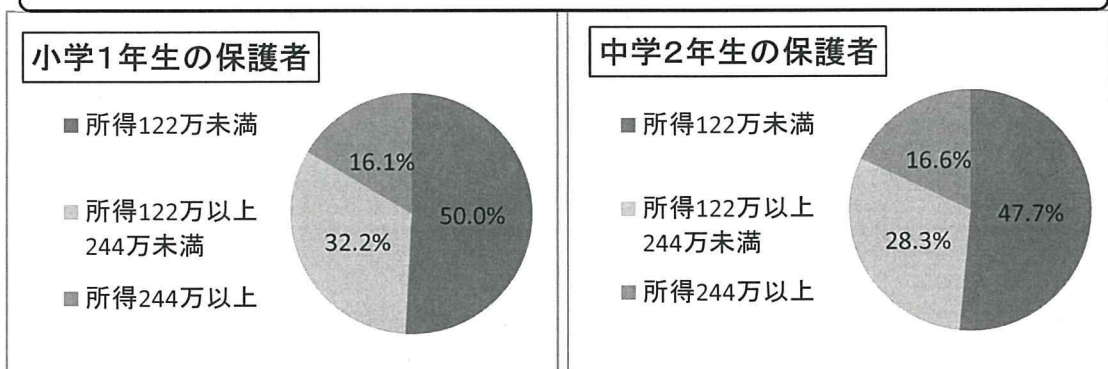
計画を策定するにあたり、子どもの貧困問題に関する現状を具体的に把握し、今後の対策に生かすため、平成30年度に県内における子どもの貧困の実態に関する調査を行い、子どもの貧困問題に関する現状について、次のような結果が得られました。

・ 学校の授業理解度と学校以外の学習への投資

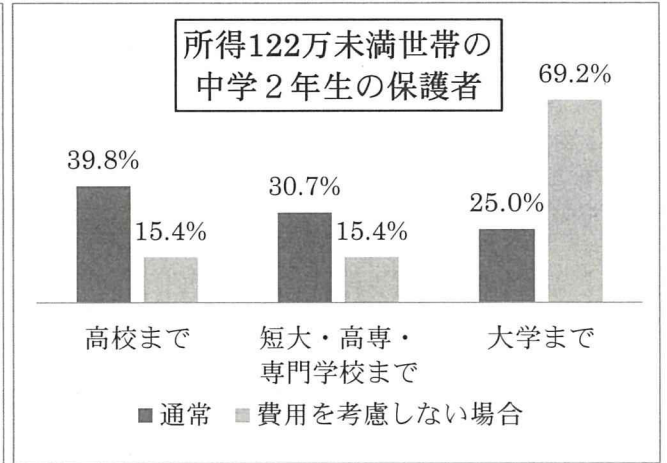
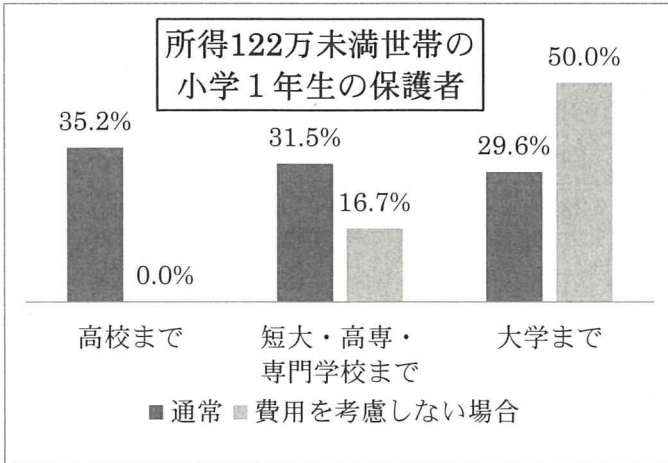
学校の授業がどのくらいわかるかについてたずねたところ、所得が少ないほど「ほとんどわかる」と「だいたいわかる」を合わせた「わかる」の占める割合が低くなっています。また、学校以外の教育費の支出や進路希望についての質問等において、所得が少ないほど教育への支出が少ない傾向がみられました。さらに、経済的事情により大学への進学を断念している家庭が多くあることも分かりました。

学校の授業がどのくらいわかるか	所得 122 万未満		所得 122 万以上 244 万未満		所得 244 万以上	
	小学5年生	中学2年生	小学5年生	中学2年生	小学5年生	中学2年生
ほとんどわかる	34.3%	11.4%	26.0%	20.3%	40.8%	31.1%
だいたいわかる	31.3%	39.8%	56.5%	44.4%	47.9%	44.7%
半分くらいわかる	20.9%	29.5%	11.0%	22.9%	9.1%	19.5%
わかenらいことが多い	10.4%	15.9%	5.7%	9.2%	0.60%	4.0%
ほとんどわからない	1.5%	3.4%	0.0%	2.5%	0.60%	0.2%

学校以外の教育にかける1か月あたりの平均支出 「支出はない」回答割合



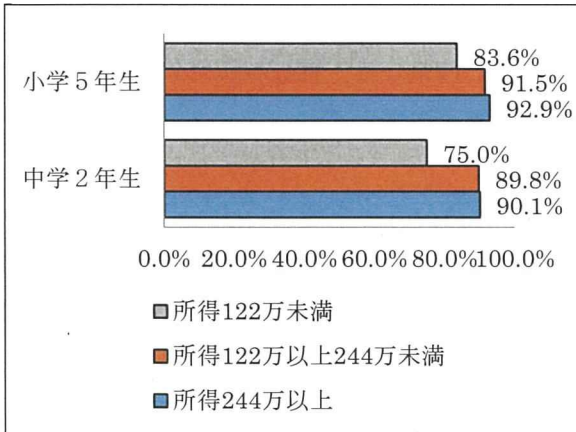
子どもへの進路希望



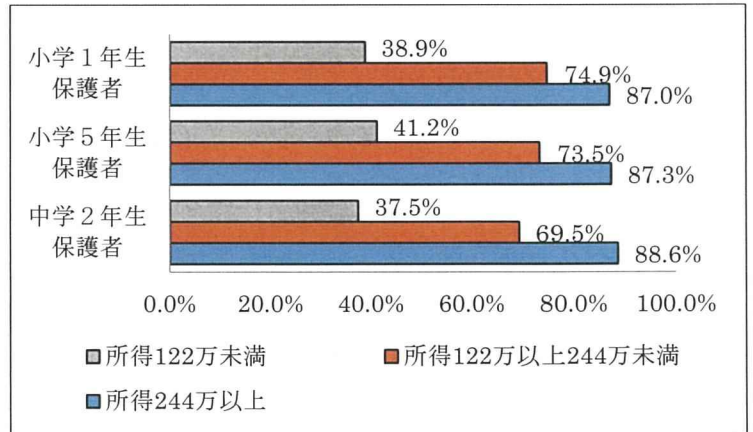
生活に必要なモノやサービスの享受

子どもにおける朝食を食べる頻度は、所得が少ないほど低くなっています。学校が休みのときに昼食を食べる頻度についても、同様の結果となりました。また、過去1年間に経済的な理由から食料等の購入や月々の料金の支払いができなかったことがあるかについてたずねたところ、所得の少ない層において、「特に該当なし」が半数未満となっており、半数以上の家庭では何らかの買い控えや未払いが発生していることが考えられます。

朝食を食べる頻度
「毎日またはほとんど毎日」回答割合



過去1年間、経済的理由で食料等の購入や月々の支払いができなかった経験「特に該当なし」回答割合



子どもの自己肯定感

自分は価値のある人間だと思うか、自分のことが好きだと思うか等の自己肯定感についてたずねたところ、所得が少ないほど「とてもそう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた「そう思う」の割合が低くなっており、貧困状態にある子どもたちの自己肯定感が低いことがわかった。

自分は価値のある人間だと思うか	所得122万未満		所得122万以上244万未満		所得244万以上	
	小学5年生	中学2年生	小学5年生	中学2年生	小学5年生	中学2年生
とてもそう思う	20.9%	11.4%	26.0%	26.0%	30.3%	21.7%
どちらかと言えばそう思う	29.9%	39.8%	35.4%	36.2%	39.4%	42.1%

自分のことが好きだと思うか	所得 122 万未満		所得 122 万以上 244 万未満		所得 244 万以上	
	小学5年生	中学2年生	小学5年生	中学2年生	小学5年生	中学2年生
とてもそう思う	23.9%	20.5%	28.5%	25.1%	36.3%	24.8%
どちらかといえばそう思う	28.4%	35.2%	36.6%	28.6%	35.4%	33.8%

2 対応方針

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成される環境を整備していきます。また、子どもの貧困問題は、複数の要因が絡み合って発生するものであるため、各種施策を子どもの貧困対策に着目した上で、総合的に推進していきます。

3 主な取組

(1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るために、経済状況等にかかわらず、全ての子どもがその意欲と能力に応じた教育を十分に受けることができるよう、学校教育による支援の充実とともに、市町村や民間の学習支援団体等とも連携することで、学習に関する支援の充実と教育の機会均等を図ります。

① 生活困窮世帯等への学習支援

生活困窮世帯の児童や、児童養護施設等措置児童などに対して、経済状況等にかかわらず、必要な教育を受けることができるよう、学習支援の充実を図ります。

② 学校教育による総合的な教育支援

学習に関する支援に加え、スクールソーシャルワーカーの派遣等、学校における相談・連携体制などを整備します。また、放課後等の体験活動や学習支援を実施することで、学校教育を充実させます。

③ 就学支援の充実

子どもの就学に必要な学費や、その他の必要な費用について、各種給付金等により経済的に支援します。併せて、奨学金の貸付や、生活困窮世帯向けの給付も実施します。

④ 多様な教育機会の確保

子どもたちの状況を把握して必要な支援につなげ、教育機会を確保するために、学習相談及び進路相談等による支援の充実を目指します。また、日本語指導適応教室への教員の配置や研修会の開催等を通して、日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒の学校生活への適応指導の改善充実を図ります。

(2) 生活の安定に資するための支援

生活に困窮する家庭が孤立することなく安心して生活できるよう、保護者や子どもへ生活支援を実

施します。また、生活支援体制の整備・充実を図ります。

① 保護者への生活支援

生活に困窮する家庭の保護者が自立し、孤立することなく安定した生活基盤を築けるよう、保護者への相談支援や保育サービスに関する支援等を実施し、併せて妊産婦などに対する支援や住宅に関する各種支援も推進します。

② 子どもへの生活支援

児童養護施設等に入所している子どもに対する施設退所後の生活のための支援や、子ども食堂等による食育や居場所づくりの取組等、様々な事情を抱える子どもたちの安定した生活環境を整備するとともに、生活の自立が確立できるよう、適切な支援に努めます。

③ 生活支援体制の整備・充実

生活に困窮する家庭を支援するために、児童養護施設等の機能強化や、相談支援等の充実を図ることで、生活を支援する体制を整備します。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

職に就いていない等により生活に困窮する家庭が、安定した収入を得られるよう、保護者の就労機会の確保、就労のための学び直しや子どもの就労を支援します。また、所得の増大や適切な労働環境を確保できるよう、支援の充実を図ります。

① 保護者の就労機会の確保

各種相談支援事業の実施により就労を支援します。また、生活困窮者向けの給付金の支給、離職・転職希望者向けの就職面接会の開催、ひとり親家庭向けの就労支援も実施することで、貧困に直面しやすく、社会的に不利な立場にある者への支援を充実させます。

② 保護者の就労のための学び直しに関する支援

ひとり親家庭や生活保護世帯向けに、学び直し等、就労に必要な能力の向上に関する取り組みを充実させることで、就労を支援します。

③ 保護者の就労後の職業生活に関する支援

安定した職業に就いたこと等により、生活保護を必要としなくなった者に対して就労自立給付金を支給する等、就労後の負担を軽減します。また、単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心して子供を育てられる適切な労働環境を確保できるよう、支援の充実を図ります。

④ 子どもへの就労支援

就職相談や、面接会等により就職機会を提供し、併せて関係機関と連携して就労支援を実施することで、社会的な自立を支援します。

(4) 経済的支援

生活に困窮する家庭が安心して暮らすことができるよう、前述の教育支援や就労支援における各種給付金等に併せて、ひとり親家庭向けの児童扶養手当の支給や福祉資金貸付金の貸付け、生活保護世帯向けの教育扶助、医療費の助成等により、生活に困窮する家庭の安定した生活基盤の確保に努めます。

① 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童のすこやかな成長を図るため、児童扶養手当を支給します。

② 福祉資金貸付金の貸付け

ひとり親家庭等に対して、無利子・低利で、児童が高等学校等で修学するための費用や、生活に必要な費用などを貸付けることで、ひとり親家庭等の経済的な自立を支援します。

③ 生活保護による教育扶助等

生活保護による教育扶助として、教材代、通学のための交通費、学校給食費等義務教育に必要な費用を金銭給付により支給します。また、高等学校等に就学し、卒業することが生活保護世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、原則として当該学校における正規の就学年限に限り高等学校等就学費を認定し、支給します。

④ 医療費の助成

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小児やひとり親家庭の患者負担分を公費により助成します。また、慢性疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の医療費を助成します。

⑤ 養育費相談員による支援

養育費相談員を母子・父子福祉センターに配置し、ひとり親家庭等に対して養育費の取決めや不払いについての相談に応じます。

(5) 各種支援の普及推進と社会理解の促進

必要な支援が届いていない、又は届きにくい子どもや家族へ支援を届け、社会全体で生活に困窮する子どもたちを支援する機運を醸造するために、各種支援の普及推進と社会理解の促進を図ります。

① 市町村における子どもの貧困対策に関する計画策定の支援

支援を要する子どもに効果的な支援を届けるために、子ども一人一人について様々な情報を保有している市町村の計画策定を支援します。

② 各種支援の普及推進

必要な支援が届いていない、又は届きにくい子どもや家族を広く把握し、子どものライフステージに応じて切れ目なく適切な支援を提供できるよう、各種支援の普及推進に努めます。

③ 社会理解の促進

子どもの貧困に対する社会理解の促進を図るとともに、県、市町村、民間の企業や団体、地域住民等の取組の連携を強化し、それぞれの立場から主体的に参画できるような仕組みづくりに取り組んでいきます。

4 主要指標

子どもの貧困対策に関する施策を総合的に推進し、施策の効果等を検証・評価するため、下記の指標を設定します。国との比較をしながら、これらの指標の改善を図り、子どもの貧困対策に取り組みます。

生活保護世帯に属する子どもの 高等学	生活保護世帯に属する子どもの
国数値 93.7	(H30) %
生活 大学 国数値 36.0	(H30) %
国数値 30.8%	(H30) 20人

調整中

1 現状と課題

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律（以下「平成 28 年改正児童福祉法」という。）において、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。これらの改正を受けて、平成 29 年 8 月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

本県においても、子どもの権利や子どもの最善の利益の実現に向けて、社会的養育の現状と課題を整理し、本県における社会的養育の充実に必要な取組が求められています。

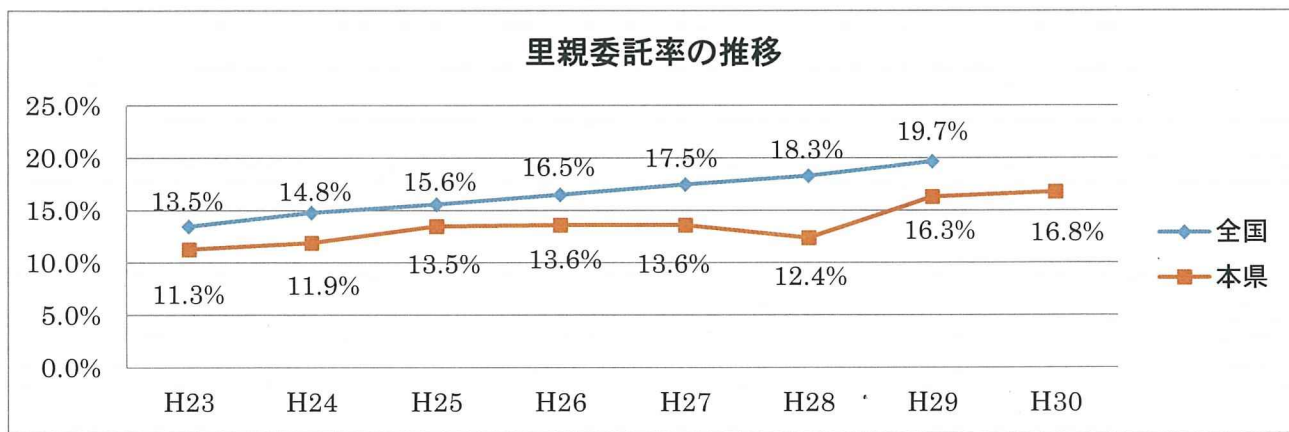
(1) 里親等委託について

茨城県内には、乳児院が 3 か所、児童養護施設が 18 か所、里親登録が 262 組、ファミリーホームが 6 か所あります。

また、乳児院 56 人、児童養護施設 540 人、里親 96 人、ファミリーホーム 24 人の計 716 人が、施設入所又は里親等委託されており、里親等委託率は 16.8% です（平成 31 年 3 月 31 日現在）。

本県の里親委託率は増加傾向にあるものの、全国平均と比べて低い状況にあります。

平成 28 年改正児童福祉法において、虐待など様々な事情により、家庭での養育が困難となった子どもについては、心身共に健やかに成長できるよう、家庭養育優先原則に基づき、家庭に近い養育環境である里親等委託を推進していく必要があります。



(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換について

本県において、施設に入所している子ども数は 596 人です（平成 31 年 3 月 31 日現在）。

今後、児童人口の減少や、家庭養育優先原則に基づく里親等委託数の増加により、施設入所子ども数は、減少していくことが見込まれます。

一方で、近年の児童相談所における児童虐待の相談対応件数の増加等に伴い、一時保護の件数が急増し、乳児院及び児童養護施設等の一時保護委託数は、5 年前と比べて約 2 倍に増加しています。

ケアニーズの高い子どもに対して、専門的なケアを提供する乳児院や児童養護施設の重要性は、今後も増大することが見込まれます。

(3) 子どもの権利擁護について

子どもの権利擁護の取組について、施設入所している子どもに関しては、児童相談所職員が権利擁護や意見表明について、年齢に応じた説明を行っています。また、里親委託されている子どもに関しては、平成30年度に「子どものための権利擁護（里親家庭で安心して生活するために）」を作成して対応していますが、平成28年改正児童福祉法による児童福祉審議会が子どもや関係者から意見聴取する仕組みについては未整備です。

(4) 市町村の相談支援体制について

市町村の相談支援体制の構築については、「児童虐待防止対策総合プラン」において、令和4年度までに全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置することとされており、本県では4市町に設置されています（令和元年10月1日現在）。

(5) 特別養子縁組等について

特別養子縁組等の推進については、児童相談所の業務として特別養子縁組等に関する相談・支援が位置づけられており、相談支援体制を検討する必要があります。

(6) 一時保護について

一時保護については、学習権保障や一時保護期間の長期化などの問題が指摘されています。

また、児童虐待事案を主とする緊急一時保護の増加等により、児童養護施設等への委託一時保護が大幅に増加しています。

(7) 施設退所者等の自立支援について

児童養護施設等を退所した子どもの自立支援については、社会的養護自立支援事業に取り組む等により対応しており、今後も子どものニーズに応じた支援が必要です。

2 対応方針

子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難な場合には、特別養子縁組や里親等への委託を推進します。

また、ケアニーズが高い等の理由により里親等委託が適当でない場合には、小規模かつ地域分散化、高機能化された児童養護施設等で養育するなど、多様なニーズに対応できるよう、社会的養護の受け皿を確保します。

さらに、子どもの権利擁護や特別養子縁組等の推進、一時保護機能の充実強化、施設退所者の自立支援等について、総合的に推進します。

3 主な取組

(1) 里親等委託の推進

里親に関する業務（フォスタリング業務）の民間委託について、関係機関と効果的な事業実施の方

法等を検証しながら、里親業務を包括的に実施する民間フォスティング機関の設置を目指します。

また、里親等委託を推進するために、施設や茨城県里親連合会などの関係機関と連携を図りながら、代替養育を必要とする子どもを幅広く受け入れることができる「養育里親」を中心に、里親制度等普及促進・里親リクルート事業等を実施するなど、社会的養護の受け皿の確保を図ります。

これらの取組を通じて里親等委託を推進し、家庭養育優先原則の徹底を図ります。

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

代替養育を必要とする子ども数に対して、十分な養育里親数を確保するとともに、質の高い養育を提供できる体制が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう社会的養護の受け皿を確保します。

特に、社会的養護の受け皿である、乳児院及び児童養護施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を推進します。

(3) 子どもの権利擁護

子どもの権利擁護の取組について、引き続き児童相談所が子どもの処遇を決定する際の意見聴取や説明を丁寧を実施するとともに、国の調査研究の結果等を踏まえ、児童福祉審議会における権利擁護に関する仕組みの構築に向けて、必要な検討を行います。

(4) 市町村の相談支援体制等の整備に向けた支援

市町村の相談支援体制の構築に向けて、市町村における子ども家庭総合支援拠点の整備を支援します。

(5) 特別養子縁組等の推進

特別養子縁組等の推進に向けた取組として、児童相談所における特別養子縁組等に関する相談支援体制について検討します。

(6) 一時保護機能の充実強化

一時保護機能の充実強化に向けた取組として、一時保護所の人員配置の見直しや環境整備等、一時保護所の機能強化を図るとともに、児童養護施設の定員外に一時保護専用施設を設置し、研修や関係機関との連携強化等により、職員の専門性の向上を図ります。

(7) 施設退所者等に対する自立支援の充実

児童養護施設等を退所する子どもの社会的自立に向け、入所中の相談体制及び退所後のアフターケアの充実を図るなどの支援に取り組みます。

また、自立援助ホームの運営や整備等に対して支援を行います。

4 主要指標

2019 (R 元)			(R 6)
	調整中		
2019 (R 元)			(R 6)

【別掲1】

茨城県子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき、同法第60条第1項に規定する基本指針に即して、茨城県子ども・子育て支援事業支援計画を次のとおり定めます。

1 区域の設定

子ども・子育て支援に係る教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となるものであり、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえ、子ども・子育て支援新制度の実施主体である各市町村を1区域とし、県内を44区域とします。

2 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

特定教育・保育施設の利用定員の設定時等において、市町村の区域を超えた調整が必要な場合には、関係市町村間で協議することを基本としますが、協議が整わない場合には、当該市町村からの求めにより、必要に応じて県が協議に参加し、調整を行います。

また、市町村間の広域連携の強化のため、「待機児童対策協議会」を開催し、県と市町村間の情報共有や連携体制の構築・強化に努めます。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

県全域及び県が設定する区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みと確保方を記載します。

※ 具体的な数値については、別表のとおりです。

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における区域ごとの教育・保育の量の見込みは、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を1の区域ごとに集計して定めます。

(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育の提供体制の確保についても、量の見込みを、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を1の区域ごとに集計したものに2の広域調整を考慮して設定した数値を加えて定めます。

数値の設定に際しては、待機児童の解消と解消状態の維持を目標に市町村と協議

して定めます。また、保護者の就労状況をはじめとした、多様なニーズに対応した教育・保育の提供がなされるよう、市町村に助言してまいります。

【認定区分について】

子ども・子育て支援新制度では、3つの区分の設定に応じて、施設など（認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業）の利用先が決まります。

- ・ 1号認定：教育標準時間認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外の場合

利用先 幼稚園、認定こども園

- ・ 2号認定：満3歳以上・保育認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難な場合

利用先 保育所、認定こども園

- ・ 3号認定：満3歳未満・保育認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難な場合

利用先 保育所、認定こども園、地域型保育事業

【教育・保育施設及び地域型保育事業について】

施設・事業		対象年齢	概要
教育・保育施設	認定こども園	0～5歳	○教育と保育を一体的に行う施設 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
	幼稚園	3～5歳	○小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
	保育所	0～5歳	○就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
地域型保育事業	小規模保育事業	0～2歳	○利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業 ・A型：保育所分園に近い類型 ・B型：中間型 ・C型：家庭的保育に近い類型
	家庭的保育事業		○利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
	事業所内保育事業		○事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
	居宅訪問型保育事業		○保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業

4 県の認可及び認定に関する需給調整の考え方

認定こども園及び保育所の認可及び認定並びに幼稚園及び保育所の認定こども園への移行に関する考え方は次のとおりです。

(1) 認定こども園及び保育所についての考え方

県は、認可を申請した事業者が適格性及び認可基準を満たす場合は、原則として認可します。

ただし、保育の認定区分ごとに、県が設定する区域における施設及び事業等の利用定員の総数が、県が定める確保方策の総数に達しているか、または認可することによってこれを超えることになると認める場合は、市町村と協議の上、需給調整を行うことができることとします。

(2) 幼稚園及び保育所の認定こども園への移行についての考え方

幼稚園及び保育所が、認定こども園に移行する場合、認可・認定基準を満たす場合は、原則として認可・認定します。

ただし、本計画別表に記載される区域ごとの確保方策の数に需給調整の特例として県で定める数に達している場合は、市町村と協議の上、需給調整を行うことができることとします。

※ 県で定める数については、別表のとおりです。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

幼児教育や保育を一体的に提供できる認定こども園の設置について、次のとおり推進します。

(1) 区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期

県内における目標設置数については、市町村の計画に基づき、設定します。

※ 具体的な数値については、別表のとおりです。

(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方

○ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

現に存する幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行を支援するため、認定こども園の特性等を含めた制度の理解を深めるための機会を積極的に設けるととも

に、幼稚園教諭及び保育士の合同研修等の開催及び幼稚園教諭、保育士の免許併有に向けた支援等を行ってまいります。

○ 認定こども園普及に係る基本的な考え方

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることで一貫した幼児期の学校教育と保育及び子育て支援を一体的に提供できる認定こども園について更なる普及を促進していきます。

なお、その中でも学校及び児童福祉施設としての法的な性格を併せ持つ幼保連携型認定こども園については、幼稚園型認定こども園等他の類型からの移行促進についても支援していきます。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるとともに、個人差も大きいことを踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育・保育を、すべての未就学児童に対して提供できる体制を確保します。

県では、保護者や子どもの状況に応じて、必要な幼児教育・保育施設や地域型保育事業、地域子育て支援事業を利用することができるよう、市町村と連携して計画的な体制整備を推進します。

※ 重点施策等については、次世代育成プランの施策4「待機児童ゼロへの挑戦」に記載します。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

子ども・子育て支援として中核的な役割を担う教育・保育施設と小学校の連携を図る機会を設けます。

また、教育・保育施設（幼稚園、認定こども園及び保育所）が相互に連携を図る横の連携や、原則、満3歳未満の時期を過ごす地域型保育事業を行う者との連携についても、市町村と連携を図り積極的に関与してまいります。

6 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

地域のニーズに応じた幼児教育・保育及び子育て支援を提供するため、施設整備等に

よる量的な拡大と併せ、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の幼児教育・保育に従事する人材について、関係機関と連携して、計画的な人材確保を図るとともに、資質の向上に取り組めます。

また、小規模保育、家庭的保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等に必要となる「子育て支援員」についても、計画的な人材確保等の仕組みを創設します。

(1) 人材の必要見込み数

保育教諭や保育士等保育人材について、市町村からのデータに基づいて、必要となる見込み人数を算出し、計画的な人材確保に取り組めます。

※ 重点施策や数値目標については、施策4「待機児童ゼロへの挑戦」に記載

(2) 幼児教育・保育人材の確保及び資質の向上

子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培い、心身ともに健やかな育成を支えるためには、幼児教育及び保育の人材を確保し、資質を向上させることが重要です。

このため、保育教諭等の育成や資質・専門性の向上、子どもの健康及び安全の確保、経験年数等に応じた研修などの取組を積極的に支援するとともに、職員の就業環境の整備や処遇改善に努めてまいります。

さらに、新たに子育て支援事業に従事する者等の養成・確保を図り、保育教諭等の定着や再就業支援など総合的な人材確保対策に取り組めます

※ 重点施策等については、施策4「待機児童ゼロへの挑戦」に記載

(3) 保育教諭についての特例制度の周知

幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため、国の特例制度を活用し、大学等と連携して、新制度の本格施行後の幼保連携型認定こども園に必要とされる幼稚園教諭と保育士資格を併有するための資格等取得を支援します。

【保育教諭についての特例制度】

保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則としています。

新制度施行後に設けられた幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進する経過措置（一定の実務経験があれば、所定科目の8単位履修等により筆記試験免除 等）を実施しています。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

家庭で適切な養育を受けることのできない子どもや、ひとり親家庭の子ども、障害

のある子ども等に対し支援を実施できるよう、専門的な支援体制等を整備します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

「茨城県子どもを虐待から守る条例に基づく基本計画」による

(2) 社会的養育の充実・強化

「茨城県社会的養育推進計画」による

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

「茨城県子どもの貧困対策に関する計画」による

(4) 障害児施策の充実等

「第2期茨城障害者プラン」による

8 地域子ども・子育て支援事業について

市町村は、地域の実情に応じて、市町村の「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、別紙のとおり「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

9 教育・保育情報の公表

特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促すため、県は、教育・保育に関する情報の公表を求め、その内容について公表します。

なお、公表する主な内容については次のとおりです。

分類	主な事項
基本情報	法人 ・名称, 所在地, 代表者の氏名等
	施設 ・施設の類型(認定こども園, 幼稚園, 保育所), 地域型保育事業の類型 (小規模保育, 家庭的保育, 事業所内保育, 居宅訪問方保育) ・名称, 所在地等 ・施設整備の状況(居室面積, 定員, 園舎面積, 園庭等の状況) ・職員の状況(職種ごとの職員数, 免許の有無, 常勤・非常勤, 勤続年数, 経験年数等) ・職員一人あたり子ども数 ・利用定員, 学級数, 在籍子ども数 ・開所時間等 など

運営情報	<ul style="list-style-type: none">・施設、事業の運営方針・教育・保育の内容・特徴・選考基準・給食の実施状況・相談・苦情等の対応のための取組状況・自己評価等の結果・事故発生時の対応 など
------	---

別紙

事業名	概要
利用者支援事業	○ 子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行う
一時預かり事業	○ 急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う
放課後児童健全育成事業	○ 保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館等で過ごすことができるようにする取り組み
地域子育て支援拠点事業	○ 地域の身近な公共施設や保育所などで、気軽に親子の交流や子育て相談を行う
妊婦健康診査事業	○ 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握②検査計測③保健児童を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する
乳児家庭全戸訪問事業	○ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う
養育支援訪問事業	○ 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保する
子育て短期支援事業	○ 保護者の病気などの理由により、家庭で一時的に養育が困難になった児童を児童養護施設などで保護を行う
ファミリー・サポート・センター事業	○ 乳幼児や小学生等を子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行う者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う
延長保育事業	○ 保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う
病児保育事業	○ 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合において、病院・保育所等に付設されたスペースで保育を行う。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	○ 保護者の世帯所得の状況等に応じて、施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入又は行事への参加に要する費用等を助成する
多様な主体が新制度に参入することを促進する事業	○ 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するため、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する

【別掲 2】

茨城県子どもを虐待から守る基本計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

次代の社会を担う子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、子どもを虐待から守ること（以下「虐待防止」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進について定める計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「茨城県子どもを虐待から守る条例」第10条第1項に基づく基本計画であり、虐待防止に関する施策についての基本的方針及び虐待防止に関する目標のほか、虐待防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めます。

3 計画の期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

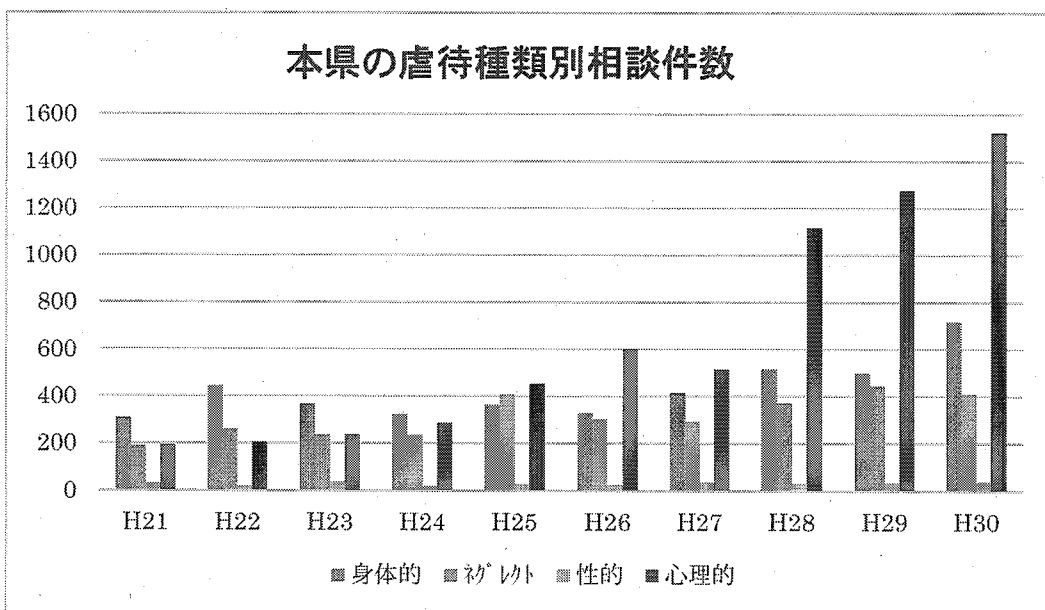
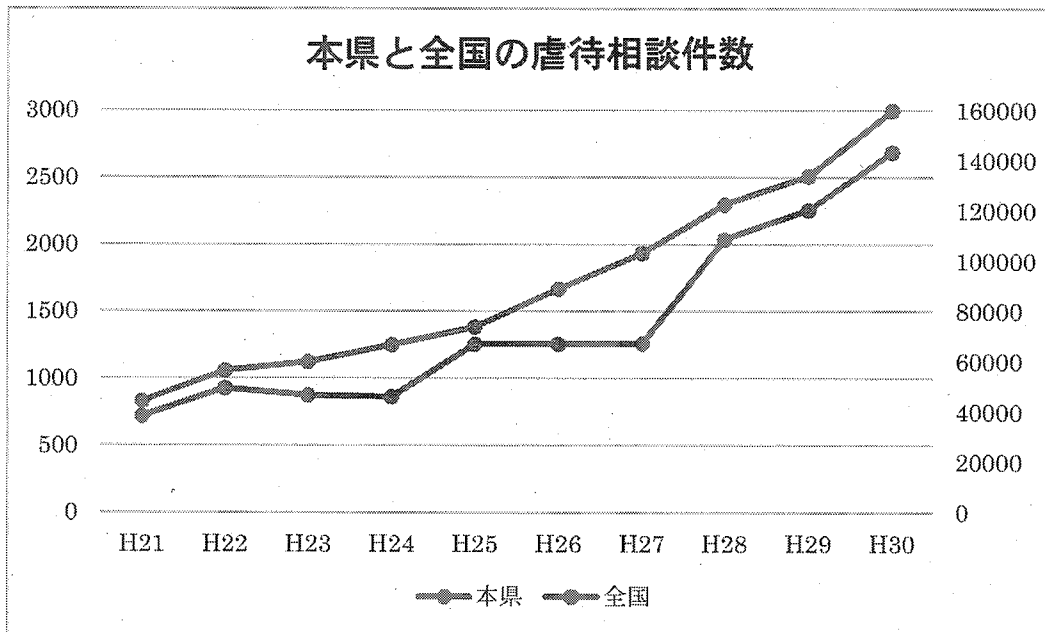
なお、計画の期間中においても、関係法令の改正等を踏まえて、必要に応じた見直しを行います。

4 他の計画との関係

この計画は、「茨城県総合計画」の部門別計画である「茨城県次世代育成プラン（仮称）」の一部に包含され、計画全文については別掲とします。

第2章 児童虐待の現状と課題

- 全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は年々増加し、平成30年度については159,850件と増加が続いています。
- 本県におきましても、平成30年度は2,687件となり、対前年比で約1.2倍と過去最多となっています。
- その増加要因としては、県警本部との全件情報提供（共有）や、DV事案における心理的虐待の通告の増加等があると考えられます。
- また、児童虐待事案は、年々、複雑化、困難化していることから、児童の保護件数も増加する傾向にあります。



- 児童虐待事案への迅速かつ的確な対応を始め、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化等を図るため、児童福祉司等の増員や資質向上を含めた児童相談所の体制強化を図ることが急務となっています。
- 市町村においても、児童虐待防止等のため、調査、相談対応及び継続的支援を実施できるよう、職員の資質向上を含めた体制整備を図る必要があります。

第3章 児童虐待防止に向けた基本方針と取組

1 発生予防、早期発見及び早期対応

【現状と課題】

本県の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は依然として増加傾向にあり、平成29年度は2,256件、平成30年度は2,687件となっており、対前年比で約1.2倍と過去最多となっています。

平成30年度の児童虐待相談2,687件の内訳を見ますと、3歳未満の児童が485件で18.0%、3歳から就学前児童が663件で24.7%となり、あわせて約43%を占めています。

さらに、平成30年度の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について【第15次報告】(厚生労働省)」においては、全国の心中以外の虐待件数のうち、「0歳」の死亡数が全体の53%(28人)を超え、0歳のうち月齢0か月児が50%(14人)を占めています。

これらの背景には、核家族化の進展等により地域のつながりが希薄化したことにより、妊産婦や母親等の子育ての孤立感や負担感が高まっていることなども課題となっています。

以上のことから、妊娠期から子育て期までの支援を、市町村等の関係機関と連携して切れ目なく提供することが必要になります。

【施策展開の方向性】

○ 妊産婦の支援及び産後ケアの充実

すべての妊産婦を対象に健康管理手帳を配布し、産後うつや赤ちゃんについての理解と対応の周知を図ります。

また、産後うつの予防や新生児への虐待予防を図る観点から産婦健康診査及び産後ケア事業等の実施を進め、特定妊産婦及び要支援児の把握と相談対応に取り組みます。

さらに、妊娠等相談窓口における予期せぬ妊娠等の相談を実施し、専門的な観点から助言、支援を実施します。

○ **母子保健施策と児童虐待防止対策との連携強化**

児童虐待は、出産後の問題と捉えられがちですが、妊娠期からの支援が重要であり、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援が必要とされています。

そのため、妊産婦及び乳幼児等の実情把握、妊娠・出産子育てに関する各種相談支援、必要な情報提供、助言・指導、支援プランの策定を担う「子育て世代包括支援センター」を、令和2年度末までに全ての全市町村に設置できるよう支援します。

○ **家族支援事業の実施及び普及**

子育て等に苦慮している保護者に対して、ペアレント・トレーニングの実施など、保護者に寄り添う支援を行うことにより、児童虐待の発生予防を図ります。

また、身近な市町村において保護者がトレーニングを受けることができるよう、市町村担当者に対する研修や講演会の開催等による支援を行い、全市町村での実施を目指します。

○ **児童虐待の早期発見・早期対応**

児童相談所が閉庁している夜間、休日等を含めて、「いばらき虐待ホットライン」により虐待相談等に24時間対応し、原則として48時間以内の対応を図ります。

さらに、児童相談所全国共通ダイヤル「189（イチハヤク）」の県民へ周知を図ることにより、早期発見、早期対応を推進します。

○ **児童虐待防止に向けた広報啓発**

毎年11月の虐待防止月間にあわせて、「オレンジリボンたすきリレー」の実施を支援し、子ども虐待防止と社会的養護への理解や普及啓発を図り、県民の意識醸成を図ります。

○ **市町村及び関係機関における転出入情報の共有**

児童相談所は、子どもの所在及びその属する世帯の転出、転入等の情報についての確に把握するとともに、市町村や関係機関との共有と活用を図ります。

○ **児童相談所と警察との連携の充実**

児童相談所が受け付けたすべての虐待事案に係る情報提供及び共有を継続するとともに、より円滑かつ効果的な取組ができるよう連携を進めます。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
妊娠等相談支援事業	・「すこやか妊娠ほっとライン」における電話・メールによる相談対応
要支援妊産婦支援体制整備事業	「子育て世代包括支援センター」における要支援妊産婦の早期把握・早期支援の実施 ・乳幼児健康診査を受けていない家庭等への支援 ・育児不安等を抱える保護者への支援 等
家族支援事業の実施	・ペアレント・トレーニングの実施（県民向け） ・関係機関向け講演会の実施（市町村等向け）
児童相談所全国共通ダイヤル	・最寄りの児童相談所につなげることにより，児童虐待の相談等に24時間対応
いばらき児童虐待ホットライン	・夜間，休日等を含めた，児童虐待の相談等に24時間対応
県民への広報・啓発	・「オレンジリボンたすきリレー」の開催支援 ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」の広報

2 子どもや保護者に対する援助・支援

【現状と課題】

子どもは，虐待から守られ，安心できる家庭的環境で生活できることが大切であるとともに，年齢や心身の状況に応じて，必要な援助を行っています。

また，子育てに不安感を抱いていたり，虐待を行った保護者に対しては，市町村や関係機関と連携し，孤立させることのないよう支援することが大切です。

そのため，市町村においては，身近な相談機関として子どもや保護者に対し在宅支援を行い，児童相談所においては，市町村に必要な助言や支援を行うとともに，専門的な知識や技術を用いた援助を行います。

しかしながら，児童虐待事案は複雑化，困難化していることから，市町村や児童相談所における職員の増員を含めた組織体制の一層の充実を図ることなどが求められています。

さらに，市町村の業務を支援し，児童相談所の機能の補完的役割を担う児童家庭支援センターの整備についても進める必要があります。

【施策展開の方向性】

○ 市町村における総合的な支援体制の充実

基礎的な自治体である市町村を中心とした在宅支援の強化が必要になっており、平成28年児童福祉法等の一部改正においても、市町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされたことから、保健担当部門と福祉担当部門との円滑な連携・協働の体制を推進していきます。このため、「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度までに、全ての市町村に設置ができるよう支援します。

○ 児童相談所における体制充実

子どもや保護者への援助や支援を充実するため、児童福祉司や児童心理司等の計画的な増員を図るとともに、里親養育支援のための児童福祉司の配置や、弁護士の勤務日数を増やすなど相談体制の充実を図ります。

また、一時保護所については、一時保護機能の充実・強化を図ります。

○ 児童家庭支援センターによる援助、支援

「児童家庭支援センター」の計画的な整備を行い、児童相談所の補完的機能を担い、子どもや保護者からの専門的知識等を要する相談に応じた助言、指導や、市町村の求めに応じた技術的な助言等を行うことができる体制を整備します。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
市町村における総合的な支援体制の充実	・「子ども家庭総合支援拠点」設置に対する支援
児童相談所における専門性の確保及び体制の充実	・児童福祉司の増員 ・児童心理司の増員 ・里親養育支援児童福祉司の配置 ・市町村支援児童福祉司の配置 ・弁護士による法的助言体制の充実
一時保護の体制充実	・児童養護施設等における一時保護専用施設の指定
児童家庭支援センターによる支援等の充実	・児童家庭支援センターの計画的な整備

3 社会的養護の充実

【現状と課題】

児童虐待等の様々な事情により、家庭での養育が困難となった子どもについては、心身ともに健やかに成長できるよう、家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等への委託を推進していくことが求められています。

今後、里親等への委託を推進するためには、受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を提供できるよう、児童養育に係る専門性や経験を有する児童養護施設等の協力を得ながら、段階的にフォスタリング業務の充実を図り、業務を包括的に実施する民間フォスタリング機関の設置が必要となっています。

また、児童福祉施設については、ケアニーズの高い子どもに対応できるよう高機能化を図るとともに、家庭養育優先原則に基づき、小規模化や地域分散化を進めるなど、新たな社会的養護の充実が求められています。

【施策展開の方向性】

○ 里親制度の推進

里親のリクルート、里親登録に係る研修やトレーニング、子どもと里親家庭のマッチング等のフォスタリング業務を、専門的知識や技術を有する児童福祉施設等へ委託することにより、里親登録数の増加や里親の資質向上を図ります。

また、フォスタリング業務を包括的に実施する民間フォスタリング機関を設置することにより、里親制度の一層の推進を図ります。

○ 施設の小規模化・地域分散化及び高機能化の推進

乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を踏まえ、施設での養育を必要とする子どもを養育するとともに、里親を含む在宅家庭への支援等を行うなど、施設の小規模化、地域分散化、高機能化及び多機能化等を進めることにより専門性を高め、より一層専門的な役割を担う取組を支援します。

【施策目標】

事業・施策	令和元年度	令和6年度
民間フォスタリング機関	0 か所	5 か所
小規模グループケア	4 2 か所	6 1 か所
地域小規模グループホーム	1 0 か所	2 1 か所

児童家庭支援センターの設置	2 か所	3 か所
---------------	------	------

4 市町村及び関係機関との連携及び支援

【現状と課題】

子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化し、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっていることから、児童相談所や市町村はもとより、医療機関、学校、教育委員会、警察等の関係機関と十分に連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築して、その活用を図ることが必要です。

また、児童虐待防止のためには、子どもの所在を的確に把握し支援することが重要であることから、子どもの属する世帯の転出、転入等における情報について、市町村及び関係機関との共有を図っています。

特に、本県では、平成30年1月から児童相談所が受け付けたすべての児童虐待事案について、警察との情報提供と共有、活用が行われています。

【施策展開の方向性】

○ 市町村及び関係機関における転出入情報の共有（再掲）

児童相談所は、子どもの所在及びその属する世帯の転出、転入等の情報についての確に把握するとともに、市町村や関係機関との共有と活用を図ります。

○ 児童相談所と警察との連携の充実（再掲）

児童相談所が受け付けたすべての虐待事案に係る情報提供及び共有を継続するとともに、より円滑かつ効果的な取組ができるよう連携を進めます。

○ 市町村における要保護児童対策地域協議会の充実

本県では、全市町村に要保護児童対策地域協議会が設置されていますが、子ども等に関する情報や考え方を共有し、多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保することができるよう、当該協議会の職員に対する研修の実施などの支援を行います。

○ 地域ネットワーク会議の充実

地域ネットワーク会議は、各児童相談所の担当地域における要保護児童等への対策及び適切な支援の向上を図るため、児童相談所（児童分室を含む。）ごとに設置されています。

この会議では、要保護児童等の適切な支援又は関係機関の連携強化に資する研修等を行うほか、市町村に対する国や県の施策等の説明を行います。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
子どもの転出入(所在)情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童の転入や転出について、関係する都道府県や市町村との適切かつ迅速な引継ぎを行うことともに、必要な措置を実施 ・ 市町村及び関係機関との情報共有並びに必要な措置を実施
児童相談所と警察との情報提供及び共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重篤又は緊急事案の個別の情報提供の実施 ・ 全ての虐待事案の定期的な情報提供の実施
市町村要保護児童対策地域協議会への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者・実務者・個別ケース検討会議への出席 ・ 調整機関に係る職員への研修の実施
地域ネットワーク会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所において、管内市町村対象の会議を開催

5 自立支援の充実

【現状と課題】

児童養護施設等に入所する子ども達が、社会において自立して生活ができる能力を形成していくことは、家庭的養育の大切な目的の一つです。

しかしながら、子どもが、社会で生活するための知識や技術を十分に身に付けていないことや対人関係の形成に困難を抱えることが多いことも課題になっています。

さらに、子どもが施設等から自立する際、保護者等から精神的、経済的な支援を受けることが困難なことが多いことも課題となっています。

そのため、児童養護施設等を退所した子ども等に対し、住居の確保や進学、就職を支援することが重要であり、自立支援のための事業や自立援助ホームにおける支援等を推進することが必要です。

【施策展開の方向性】

- 児童養護施設を運営する社会福祉法人等において、児童養護施設等を退所する子どもの社会的自立に向け、入所中の相談体制及び退所後のアフターケアの充実を図るなどの支援に取り組みます。
- 自立援助ホームにおいて、大学等就学中の生活支援や、心理的な支援などを行います。

- 自立援助ホームの運営や整備等に対して支援を行います。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
児童養護施設退所者等アフターケア事業	・児童養護施設退所者等の社会的自立に向け、就労・進学継続に向けた相談体制やアフターケアの実施（社会福祉法人等に委託）
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	・児童養護施設退所者等に対し、生活費や家賃資格取得等の費用の貸付を実施（県社会福祉協議会に委託）
児童養護施設退所者等社会復帰支援事業	・自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を実施
児童自立生活援助事業	・自立援助ホームに居住し、大学等に就学中である者に対し、一般生活費等の補助を実施（20歳到達から22歳の年度末までの期間）

6 児童相談所の体制強化等

【現状と課題】

国では、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を平成30年6月に決定し、同年12月には「児童虐待防止対策総合強化プラン」を策定するなど、全ての子どもが、地域でつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を提供するための取組みがなされることとされました。

本県においても、「茨城県子どもを虐待から守る条例」において、児童福祉司等の専門職員について、国の定める基準を超える人数の配置等の体制強化に努めることとしています。

また、本県の児童相談所における相談対応件数は、平成25年度以降増加傾向にあり、平成30度は全相談が5,995件となり対前年比で約8%の増加となり、その内虐待相談が2,687件と全体の約45%を占めています。

特に虐待相談については、複雑化、困難化した事案が増加し、一時保護等の行政処分や法的対応等が必要となる事案も増えており、それらの事案に迅速かつ適切な対応を図るため、児童福祉司等の増員等を含めた児童相談所の体制強化が急務となっています。

【施策展開の方向性】

- 児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、里親制度の推進及び市町村の相談支援体制の強化等を図るため、児童相談所における職員を増員するなど体制の充実を図ります。
- 児童虐待事案等に対し、よりの確な対応等が図れるよう、児童相談所（児童分室を含む。）の専門職の配置を充実するなど、組織体制の充実強化を図ります。
- 児童の一時保護の増加等に対応するため、一時保護所の機能強化を図るとともに、一時保護専用施設の指定を促進します。

【施策目標】

事業・施策	令和元年度	令和6年度
児童福祉司の増員	83人	104人
児童心理司の増員	38人	53人
里親養育支援児童福祉司の配置	3人（各児相1人）	増員
市町村支援児童福祉司の配置	—人	すべての児童相談所に配置
弁護士による法的助言体制の充実	週1回配置	週2回以上配置
一時保護専用施設の指定	—か所	5か所

※ 数値目標は、計画策定時における人口等に基づいて算定しています。

7 人材の育成

【現状と課題】

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、児童相談所における職員体制や、専門性強化等の対策を講じることとされました。

本県においても「茨城県子どもを虐待から守る条例」において、虐待防止に関わる人材の専門性向上を図るため、研修機会の確保など必要な措置を講ずることとしています。

そこで、本県では新任児童福祉司に対する法定研修を実施するほか、職層別研修なども実施することにより、計画的な職員の資質向上に努めます。

また、本県では平成22年度より専門職の採用を継続的に進めていますが、経験年数の少ない職員も多いため、その資質向上も必要です。

さらに、市町村においても、相談体制の充実のため、職員の資質向上を図ることが課題となっています。

【施策展開の方向性】

- 児童相談所における法定研修や職層別研修等を含めた研修体系を策定し、職員の専門性を含めた資質向上を図ります。
- 児童相談所におけるキャリア形成を明確にし、職員のモチベーション向上を図るため人材育成に関する指針等を策定します。
- 業務マニュアルを策定し、実務や研修における活用により、事務処理能力の向上と効率化を図ります。
- 市町村の児童福祉担当職員の資質向上を支援するため、担当職員向け研修を実施します。

【施策（取組）】

事業・施策	内容
研修の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 職員の研修体系の構築・ 法定研修・職層別研修の実施・ 児童相談所人材育成指針の策定・ 市町村対象の研修の実施
業務の適正化・効率化	<ul style="list-style-type: none">・ 児童相談所事務取扱要領の改訂・ 業務マニュアルの作成

8 調査研究

【現状と課題】

児童相談所においては、児童虐待を含めた児童相談等の状況について統計を作成し、児童虐待の動向等について検討を行っています。

しかしながら、近年の児童虐待事案の要因が複雑化、困難化していることなどを踏まえ、児童虐待の発生要因、児童虐待が児童に及ぼす影響等を様々な側面から分析し、多面的で効果的な施策につなげていくことが課題となっています。

【施策展開の方向性】

- 児童相談所における児童相談等の統計データを分析し、虐待事案の発生の要因等を的確に把握し、効果的な施策を進めます。
- 調査研究の結果を各児童相談所等で共有し、児童虐待対策等に活用します。

【施策（取組）】

事業・施策	内容
児童虐待等に係る調査研究	・児童虐待等相談データの集計、分析 ・死亡事例検証結果等を活用した研究 ・特定テーマに関する調査、分析

第4章 計画の推進

【現状と課題】

次代の社会を担う子どもが健やかに成長することができる社会を実現していくためには、本計画に基づく虐待防止に係る施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

本県では、計画の進行管理や評価を行うとともに、計画目標等の進捗状況について、毎年度本県のホームページで公表します。

【施策展開の方向性】

1 計画の進行管理及び評価

県は、計画に定める虐待防止に関する施策の実施状況について進行管理を行うと

もに、茨城県要保護児童対策地域協議会等において実施状況を報告、評価を行います。

さらに、その評価結果に基づいて、PDCAサイクルによる施策への反映に努めます。

2 計画の実施状況の公表

本計画における施策について、取組状況等について公表することにより県民の児童虐待防止等に対する注意喚起と意識醸成を図ります。

【施策（取組）】

事業・施策	内容
報告及び評価の実施	・茨城県要保護児童対策地域協議会における報告 ・茨城県少子化対策審議会における報告、評価
実施（取組）状況の公表	・毎年度、茨城県ホームページにおいて公表

別紙

【虐待の種別】

児童虐待の定義（児童虐待の防止等 第二条）

この法律について、「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う次にあげる行為をいう。

『身体的虐待』

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

- ・打撲傷，アザ，骨折，頭部外傷，タバコによる火傷を負わせる。
- ・首を絞める，殴る，蹴る，叩く ・乳幼児を激しく揺さぶる
- ・戸外に締め出す ・意図的に子どもを病気にする等



『性的虐待』

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

- ・子どもと性交や性的な行為をする ・子どもに性器や性交を見せる
- ・子どもの身体に触ったり，身体を触らせたりする
- ・わいせつな写真などの被写体になる事を強要する等



『ネグレクト（養育の怠慢・拒否）』

児童の心身の発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての看護を著しく怠ること。

- ・食事が不十分，衣服・住居が著しく汚いなど，子供の健康を損なう状況に置く
- ・重大な病気でも病院に連れて行かない ・子どもの意思に反して登校させない
- ・乳幼児を車や自宅に放置する ・保護者以外の同居人による虐待を放置する等



『心理的虐待』

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の提出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ・「死んでしまえ」「お前なんか生まれてこなければよかった」などの暴言を吐く
- ・他の兄弟と著しく差別する ・配偶者への暴力（DV）を子どもの目の前で行う
- ・他の兄弟に虐待を行う等



別紙

【用語の解説】

○児童

本計画では、満18歳未満の者をいいます（児童福祉法第4条に定義）。

○子育て世代包括支援センター

市町村が設置する、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援をワンストップで行う拠点です。母子保健法における名称は「母子健康包括支援センター」です。

○子ども家庭総合支援拠点

市町村が設置する、児童とその家庭の相談支援や、地域の関係機関による子育て支援ネットワークの構築等を担う拠点です。

○里親

保護者のない児童、虐待された児童、その他環境上養護を要する児童を都道府県知事が適当と認める者が家庭で養育する制度です。里親の種類は養育里親（専門里親含む）、養子縁組によって養親となることを希望する里親、親族里親があります。

○児童家庭支援センター

地域の児童に関するさまざまな問題について、児童や家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童に対する指導や児童相談所等との連絡調整等を行います。

○児童福祉司

児童福祉法に基づき児童相談所に配置される専門職員で、児童の福祉に関する相談の対応や専門的技術に基づく指導等を行います。児童福祉法施行令では、人口4万人が児童福祉司1人あたりの担当区域とされています（平成31年1月現在）。

○児童心理司

児童相談所に配置される心理の専門職員で、児童の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察などによって、心理診断などを行います。また、各種心理療法を行い、課題の解決を支援します。

○要保護児童対策地域協議会

養育支援等が必要な児童や保護者等の情報を共有し、連携して支援を行うため、児童相談所や学校、保育所、警察、民生・児童委員等で構成する児童福祉法に基づく協議会です。

【別掲3】

茨城県社会的養育推進計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（以下「平成28年改正児童福祉法」という。）において、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。これらの改正を受けて、平成29年8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

このため、本県では、平成27年3月に策定した「茨城県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、新たに「茨城県社会的養育推進計画」を策定することとなりました。

本県における実情を踏まえつつ、子どもの権利や子どもの最善の利益の実現に向けて、社会的養育の現状と課題を整理し、本県における社会的養育の充実に必要な取組を進めていきます。

2 計画の期間

令和2年度から令和11年度までの10年間とし、計画期間を5年ごとの2期（前期・後期）に区分します。

3 計画の進行管理

計画を実効性のあるものにするため、PDCAサイクルによる進行管理を行い、計画に基づく取組の実施状況や社会的養育を取り巻く環境の変化に応じ、関係機関との調整を継続しながら、概ね5年ごとに見直しを行います。

4 他の計画との関係

「茨城県社会的養育推進計画」は「茨城県次世代育成プラン」に位置づけ、「茨城県総合計画」との整合性を図ります。

「茨城県社会的養育推進計画」の前期計画分（令和2～6年度）については、令和元年度に県が策定する「茨城県次世代育成プラン」に位置づけ、本文に概要を掲載

します。

また、「茨城県社会的養育推進計画」の後期計画分(令和7～11年度)については、次期の「茨城県次世代育成プラン」に位置づける予定であり、その際には、前期計画の進捗状況を十分に検証した上で、施策展開の方向性や目標指標も含めて、必要な見直しを行います。

第2章 社会的養護の現状と将来推計

1 社会的養護に係る本県の現状

(1) 児童人口の推移と将来推計

国勢調査の結果によりますと、本県の児童人口(0～19歳)は、平成17年度が583,210人、平成22年度が544,118人、平成27年度が504,708人と減少傾向にあります。また、日本の都道府県別将来人口推計を基に推計したところ、本県の児童人口は、今後更に減少していくことが見込まれます。

(2) 社会的養護に関する児童福祉施設等の現状

本計画では、主に乳児院、児童養護施設、里親及びファミリーホームに関することを取り上げています。

茨城県内には、乳児院が3か所、児童養護施設が18か所、里親登録が262組、ファミリーホームが6か所あります。

(3) 社会的養護の現状

平成31年3月31日現在、本県では、乳児院56人、児童養護施設540人、里親96人、ファミリーホーム24人の計716人が施設入所又は里親等委託されており、里親等委託率は16.8%です。

(4) 茨城県家庭的養護推進計画の達成状況

本県では、これまで、平成27年3月に策定した「茨城県家庭的養護推進計画」に基づいて、家庭的養護を優先するとともに、施設養護についてもできるだけ家庭的な養育環境の形態に変えていく取組を進めてきました。

【茨城県家庭的養護推進計画の前期目標と達成状況（平成30年度）】

目 標	施設関係		里親・ファミリーホーム	
	小規模グループケア数	地域小規模児童養護施設数	ファミリーホーム実施数	里親等委託率
	45か所	13か所	5か所	16.0%
達成状況	43か所	10か所	6か所	16.8%
達成率	95.6%	76.9%	120%	105%

2 代替養育を必要とする子ども数の見込み

本県の児童人口は、今後減少していくことが見込まれます。一方で、新たに施設入所又は里親等委託された子ども数について、過去5年間の対前年度比の伸び率を算定したところ、平均で約9%増加しています。

このため、将来の人口推計を基に、代替養育を必要とする子ども数を年齢区分別に算出し、それぞれに当該数値を乗じて得た数を「代替養育を必要とする子ども数」とします。

代替養育を必要とする子ども数は、今後減少していくことが見込まれます。

【代替養育を必要とする子ども数】

	年齢区分	前期	後期
		(令和6年度)	(令和11年度)
代替養育を必要とする子ども数	3歳未満	60	56
	3歳以上就学前	126	116
	学齢期以降	498	453
	合計	684	625

3 里親等委託が必要な子ども数の見込み

里親等委託が必要な子ども数については、茨城県内において現に施設入所している子ども（平成31年3月31日現在）のうち、児童相談所において里親等委託が適当と判断された子ども数を基に算出します。算出にあたっては、現状における委託可能な里親数にとらわれず、家庭養育優先原則に基づき、子どもの行動特性やケアニーズによって判断しています。

里親等委託が適当と判断された子どものうち、「実親が子どもを連れ去るリスクや里親に対する個人攻撃のおそれがある」、「子どものケアニーズが満たせない」ケースについては、里親等に委託することで子どもが健やかに養育される権利を保障することが困難であることから、「施設で養育が必要な子ども数」に反映します。

里親委託について保護者の同意が得られなかった数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、特に乳幼児は家庭により近い環境で養育されることが求められており、乳幼児の委託受入可能な里親は年長児に比べると確保しやすいこと等から、里親委託に係る実親の同意取得を積極的に進めることとし、3歳未満については「里親等委託が必要な子ども数」に反映します。

3歳以上就学前の子どもについては、保護者の同意を得て里親委託を推進するには一定の期間を要すること等を考慮し、前期5年間（～令和6年度）にあつては保護者から同意が得られない数の約5割を、後期5年間（～令和11年度）にあつては約2割を「里親等委託が必要な子ども数」に反映します。

学齢期以降の子どもについては、保護者の同意を得て里親委託を推進するには、乳幼児に比べて施設継続が長い年長児の保護者からの同意取得は困難度が高いこと、年長児を受け入れる里親の確保に一定の期間を要すること等を考慮し、後期5年間（～令和11年度）については、保護者から同意が得られない数の約2割を「里親等委託が必要な子ども数」に反映します。

なお、「里親等委託が必要な子ども数」及び「里親等委託率の目標率」の数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために、必要な取組を計画的に進めるものです。個々の子どもに対する具体的な措置は、子どもの最善の利益や家族再統合などを十分に踏まえて行います。

【里親等委託が必要な子ども数】

	年齢区分	前期 (令和6年度)	後期 (令和11年度)
里親等委託が必要な子ども数	3歳未満	42人	40人
	3歳以上就学前	68人	81人
	学齢期以降	132人	275人
	合計	242人	396人

【里親等委託率の目標率】

	年齢区分	前期 (令和6年度)	後期 (令和11年度)
里親等委託率	3歳未満	70.0%	71.4%
	3歳以上就学前	54.0%	69.8%
	学齢期以降	26.5%	60.7%
	合計	35.4%	63.4%

第3章 社会的養育推進に向けた基本的方針と施策

1 子どもの権利擁護の取組

(1) 計画策定への当事者の参画

社会的養護に関する施策を検討する際に、措置や一時保護された子どもの権利擁護の観点から当事者である子どもの参画を求め、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うことが求められています。

【現状と課題】

茨城県内に社会的養護経験者などの当事者団体はなく、社会的養護の当事者の代表的な意見を集約する仕組みが未整備です。

【施策展開の方向性】

本計画の策定にあたっては、児童養護施設退所者や里親委託経験者からインタビュー調査を行い、一時保護、施設措置又は里親委託の期間における生活、退所前の準備、退所後の局面における具体的な課題や改善が必要な点について聞き取りを行います。

(2) 子どもの権利擁護に関する仕組みの構築

【現状と課題】

- ・ 施設に入所している子どもについては、児童相談所職員が「施設生活の手引き」を手渡し、権利擁護や意見表明について年齢に応じた説明を行っています。
- ・ 里親に委託されている子どもの権利擁護については、平成30年度に児童相談所職員、里親支援専門相談員等で構成されたワーキングチームにおいて議論を重ね、「子どものための権利擁護（里親家庭で安心して生活するために）」を作成しました。

- ・ 児童相談所では、施設入所している子どもを対象に、少なくとも年1回は訪問調査を実施し、施設生活、学校生活、家族交流の様子を聞き取り、権利擁護や今後の処遇方針の見通しについて説明を行っています。
- ・ 施設内や里親委託中に被措置児童等虐待の可能性について把握した場合、県青少年家庭課と児童相談所は協力して虐待の可能性のある子どもの安全確認を行い、事実を的確に把握するための調査を実施しています。また、被措置児童等虐待について、事実確認や必要な措置を講じた場合には、茨城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会（以下「児童処遇部会」という。）へ報告しながら引き続き対応を行っています。
- ・ 平成28年改正児童福祉法により、児童福祉審議会が子どもや関係者から意見聴取することができることとされましたが、本県ではまだ未整備です。

【施策展開の方向性】

- 今後も引き続き、児童相談所が子どもの処遇を決定する際の意見聴取や説明を丁寧を実施します。
- 児童福祉審議会における子どもからの申立てによる審議、調査の仕組みなど、権利擁護に関する仕組みについては、国の調査研究の結果等を踏まえ、仕組みの構築に向けて、必要な検討を行います。

2 市町村の相談支援体制の構築

(1) 市町村の相談支援体制等の整備に向けた支援・取組

【現状と課題】

- ・ 「児童虐待防止対策総合強化プラン」において、令和4年度までに子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することが定められています。
- ・ 令和元年度現在、4市町において子ども家庭総合支援拠点が設置されています。

【施策展開の方向性】

- 子ども家庭総合支援拠点の整備については、国の動向を注視し、市町村に対して専門的な助言を行う仕組みをつくり、専門的な人材育成のための研修を実施します。
- 地域子ども子育て世代包括支援センターについては、更なる設置推進と機能充実を図るため、引き続き市町村を支援します。

【目標指標】

目標指標	令和元年度	令和4年度
子ども家庭総合支援拠点	4市町村	44市町村

(2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として平成9年に制度化され、児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、児童相談所が行うこととされている要保護児童発見者から通告があった場合の児童又は保護者に対する指導などの業務を委託（以下「指導委託」という。）することができます。

令和元年度から、活動実績の多い児童家庭支援センターにより重点的に予算配分されるよう基準額表が改定され、児童家庭支援センターの機能強化や更なる充実が求められています。

【現状と課題】

- ・ 平成31年3月31日現在、県内に2か所の児童家庭支援センターを設置し、地域における相談・支援体制の強化を図っています。
- ・ 平成30年度の児童相談所からの指導委託の件数は5件ですが、児童相談所の児童虐待の相談対応件数が急増している中、更なる指導委託の実施や、児童相談所（児童分室を含む。）との連携強化が求められています。

【施策展開の方向性】

- 児童家庭支援センターについて、令和11年度までに県内5か所の設置を目指します。
- 児童家庭支援センターと児童相談所（児童分室を含む。）との密接な連携を図り、更なる指導委託の実施を推進します。

【目標指標】

目標指標	令和元年度	前期 (令和6年度)	後期 (令和11年度)
児童家庭支援センターの設置数	2か所	3か所	5か所

3 里親等委託の推進に向けた取組

虐待など様々な事情により、家庭での養育が困難となった子どもについては、心身共に健やかに成長できるよう、家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等委託を推進していくことが求められています。また、平成28年改正児童福祉法において、里親に関する業務（以下「フォスタリング業務」という。）が都道府県の業務として位置づけられました。

今後、里親等委託を推進するためには、受け皿となる里親を大幅に増やすとともに、質の高い里親養育を提供できるよう、児童の養育に係る専門性や経験を有する児童養護施設等の協力を得ながら、段階的にフォスタリング業務の委託の範囲を拡大し、一連の業務を包括的に実施する民間フォスタリング機関の実施体制を構築していくことが求められています。

(1) フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

フォスタリング業務は、都道府県の本来業務ですが、その事務の全部又は一部を委託することができます。フォスタリング業務の一部を民間機関に委託して実施する場合には、児童相談所がフォスタリング機関として位置づけられます。都道府県から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関は「民間フォスタリング機関」と呼ばれています。

【現状と課題】

- これまでも、セミナーの開催等による里親制度の普及啓発、里親の資質向上を図るための研修の実施、子どもと里親家庭のマッチング、委託児童受入れ後の家庭支援などのフォスタリング業務について、児童相談所を中心に、一部の業務については児童福祉施設を運営する社会福祉法人や当該法人等で構成される団体に委託して実施しています。令和元年度については新たに、里親の新規開拓のための「里親制度等普及促進・里親リクルート事業」を民間委託により実施します。
- 県内3か所の児童相談所に「里親委託推進員」を配置して里親委託を推進するとともに、県内乳児院及び児童養護施設17か所の里親支援専門相談員を置く施設、児童家庭支援センター、茨城県里親連合会を県が「里親支援機関」に指定し、里親支援の充実を図っています。

- ・ 里親支援機関は年4回「里親支援機関連絡会議」を開催し、里親制度の普及啓発状況や現状の里親施策の改善方法について情報を共有しています。また、地域ごとに、児童相談所の里親担当職員と里親支援専門相談員が定例会議を開催し、里親家庭の訪問に関する役割分担や養育状況、支援の進捗状況について情報共有し、支援の質の向上を図っています。
- ・ これらの取組を通じて、平成28年度は12.4%であった里親委託率が平成30年度は4.4%増の16.8%となるなど、本県の里親委託率は増加傾向にあるものの、全国平均（19.7%）と比べて低い状況にあります。
- ・ 現在の本県の里親支援は児童相談所が中心となり、フォスタリング業務の一部を民間委託して実施していますが、児童虐待の相談対応件数の増加などに伴い業務量が増加しており、里親制度の普及啓発や里親のリクルート、研修、支援等を推進することが課題となっています。また、今後、民間フォスタリング機関を設置するにあたっては、業務の役割分担や関係機関との協力体制の構築などについて十分に検討する必要があります。

【施策展開の方向性】

- 里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後の里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における訪問等支援、里親委託解除後の支援等のフォスタリング業務の民間委託について、関係機関と効果的な事業実施の方法等を検証しながら、推進していきます。
- フォスタリング機関は、里親の普及啓発、リクルート、研修、支援を包括的に実施する体制の構築が不可欠であり、地域の実情に応じた効果的なフォスタリング業務の実施体制を選択する必要があることから、児童相談所と民間フォスタリング機関を併用しながら、各児童相談所（児童分室を含む。）管内にそれぞれ1か所の民間フォスタリング機関の設置を目指します。

【目標指標】

目標指標	令和元年度	前期 (令和6年度)	後期 (令和11年度)
民間フォスタリング 機関の設置数	0か所	5か所	5か所

(2) 必要な里親数の確保

【現状と課題】

- ・ 平成31年3月31日現在、本県には、養育里親190組、専門里親11組、養子縁組里親99組（うち52組は養育里親と重複）、親族里親14組が登録されており、里親登録数の合計は262組となっています。
- ・ 登録里親の意向等調査の結果から、養育里親190組のうち73組については実際の委託を受けることが困難な状況（連絡不可、受入れ不可の意思表示など）にあり、委託可能な養育里親（ファミリーホームを含む。）の数は117組となっています。
- ・ また、実際に児童が委託されている養育里親（ファミリーホームを含む。）の数は70組、委託可能な養育里親の数に占める割合は59.8%となっており、里親の意向等（養子縁組希望、性別や対象年齢の希望など）から実際の里親委託に結びついていない現状にあります。
- ・ 今後、里親等委託を推進するためには、代替養育を必要とする子どもを幅広く受け入れることができる「養育里親」を中心として、社会的養護の受け皿となる里親等を確保する必要があります。
- ・ 本県では、各児童相談所に「里親委託推進員」を配置するとともに、「里親支援専門相談員」を配置する県内17か所の乳児院及び児童養護施設、児童家庭支援センター並びに茨城県里親連合会を「里親支援機関」に指定し、協働してセミナーの開催等による里親制度の普及啓発活動を実施してきました。
- ・ 茨城県在住の成人男女377名を対象に「いばらきネットモニター里親制度に関するアンケート調査」（平成30年10月）を実施した結果、里親を知っているとの回答は44.2%、里親のイメージについて「大変そう」（29.8%）が一番高く、「経済的負担が大きそう」（17.3%）、「仕事や生活への負担が大きそう」（15.1%）、「自分とは縁が無い」（8.7%）との回答が多くみられました。また、「里親になってみたいと思わない」（32.2%）、「どちらかというとり親になってみたいと思わない」（31.3%）と里親になってみたいと思わない方が6割を超える結果となりました。

【施策展開の方向性】

- 今後、里親等委託を推進するためには、代替養育を必要とする子どもを幅広く受け入れることができる「養育里親」を中心として、社会的養護の受け皿となる里親等を確保します。

- 児童の養育に係る専門性や経験を有する乳児院や児童養護施設、茨城県里親連合会などの関係団体と連携を図りながら、里親制度の普及活動やリクルート活動を実施し、社会的養護の受け皿となる養育里親の確保を図ります。

【目標指標】

	令和元年度	前期 (令和6年度)	後期 (令和11年度)
養育里親の登録数	117組 ※1	405組 ※2	662組 ※2

- ※1 養育里親数 190 組のうち、音信不通や登録消除、受入不可の意思表示をしている数 (73 組) を除いた数
- ※2 養育里親の登録数の目標値については、「里親等委託が必要な子ども数」及び「平成 30 年度の委託里親の割合 (59.8%)」を踏まえて算定

4 特別養子縁組等の推進に向けた取組

家庭における養育が困難な場合には、パーマネンシー保障となる特別養子縁組及び普通養子縁組 (以下「特別養子縁組等」という。) は有効な選択肢であり、特別養子縁組等に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置づけられ、特別養子縁組等に関する相談支援体制を検討することが求められています。

また、民間あっせん機関に対する支援や連携方策を検討することが求められています。

【現状と課題】

- ・ 家庭における養育が困難であり、長期的に実親の養育が望めない場合には、特別養子縁組等を検討しています。
- ・ 平成 31 年 3 月 20 日現在、全国で 19 か所の事業所が許可を受けて、養子縁組あっせん事業を実施しています。本県には、1 か所の民間あっせん機関 (平成 30 年 10 月 1 日許可) があります。
- ・ 本県では、民間あっせん機関と連携した特別養子縁組等の推進を図る仕組みが未整備です。

【施策展開の方向性】

- 長期的に実親の養育が望めない場合について、積極的に特別養子縁組等の検討を行います。

- 児童相談所における特別養子縁組等に関する相談支援体制について検討します。
- 民間あっせん機関との連携方策について検討し、特別養子縁組等の普及促進を図ります。

5 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 施設で養育が必要な子ども数について

「施設で養育が必要な子ども数」については、「代替養育を必要とする子ども数」から「里親等委託が必要な子ども数」を減じて得た数により算出すると、令和6年度が441人、令和11年度が229人となります。

なお、「施設で養育が必要な子ども数」は、子どもの行動特性やケアニーズから施設で養育されることが望ましいと判断された子どもの数であり、施設入所が必要な子どもの最低限の人数を算定したものとなっています。

県内の乳児院及び児童養護施設（以下、「児童養護施設等」という。）を対象に、令和元年10月1日時点での将来的な定員見込みを調査した結果は、以下のとおりです。

【児童養護施設等の施設定員の合計数】

	平成31年度	前期 (令和6年度)	後期 (令和11年度)
児童養護施設等	708	662	621

※令和元年10月1日 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課調べ

【現状と課題】

- ・ 平成31年3月31日現在、施設入所している子ども数は596人です。今後人口減少に伴う代替養育を必要とする子ども数の減少や、家庭養育優先原則に基づく里親等委託の増加により、施設入所子ども数は減少していくことが見込まれます。
- ・ 近年の児童相談所における児童虐待の相談対応件数の増加等に伴い、一時保護の件数が急増し、乳児院及び児童養護施設等の一時保護委託数は5年前と比べて約2倍に増加しています。ケアニーズの高い子どもに対して、より短期間のうちに集中的に専門的なケアを提供する施設の重要性は今後も増大することが見込まれます。

【施策展開の方向性】

- 家庭養育優先原則の理念の下、パーマネンシー保障が確立し、代替養育を必要とする子ども数に対して十分な養育里親数を確保するとともに、質の高い養育を提供できる体制が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることをないよう社会的養護の受け皿を確保します。
- 特に、施設での養育を必要とする子どもに対して、できる限り家庭的で高機能化された養育環境の下に、専門的なケアが求められていることから、乳児院及び児童養護施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を推進します。
- 本県では、施設の役割・機能を縮小させるのではなく、地域の社会的養育を支える専門的な拠点として、これまで以上に専門的な役割を担ってもらうための取組を支援します。

(2) 施設の小規模かつ地域分散化について

【現状と課題】

- ・ 平成 31 年 3 月 31 日現在、小規模グループケアは乳児院 2 施設 3 か所、児童養護施設は 15 施設 39 か所、地域小規模児童養護施設は 7 施設 10 か所で実施しています。
- ・ 本計画に伴う施設ヒアリングの中で「小規模かつ地域分散化にあたっては、職員一人ひとりの高い専門性の構築やグループ内での課題が周囲に伝わりにくいなど職員が孤立しないような工夫が必要である」、「人口減少の影響は子どもだけでなく、労働人口にも大きく影響し、人材確保が非常に難しい」などの課題が挙げられています。

【施策展開の方向性】

- 各施設が策定した社会的養育推進計画の工程に基づいて、各施設の小規模かつ地域分散化を推進できるよう支援するとともに、国の動向等を注視し、施設整備を計画的に進めます。
- 各施設が行う小規模かつ地域分散化に必要な人材確保を支援します。

【目標指標】

	令和元年度	前期 (令和 6 年度)	後期 (令和 11 年度)
小規模グループケア数	42 か所	61 か所	71 か所
地域小規模児童養護施設数	10 か所	21 か所	27 か所

(3) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換

【現状と課題】

- ・ フォスタリング業務の一部（里親研修・里親トレーニング事業，里親制度等普及促進・里親リクルート事業）について民間団体に業務を委託しています。
- ・ 平成31年3月31日現在，茨城県内に児童家庭支援センターを2か所設置し，児童相談所の補完的役割や地域の児童福祉相談，市町村支援，里親支援の役割を担っています。
- ・ 本計画に伴う施設ヒアリングの中で「人口減少の影響は子どもだけでなく，労働人口にも大きく影響し，人材確保が非常に難しい」，「地域や里親等の関係機関との連携や専門性の高いソーシャルワーク技術の獲得など新たな役割が求められ，入所施設としての専門性を維持しながら，多機能化のための人材確保，人材育成に難しさがある」などの課題が挙げられています。
- ・ 本県では，一時保護の増加に伴い，施設に対する一時保護委託数が増加しています。施設の空き定員の範囲内で一時保護児童を受け入れていることから，受入時期が予測できないため一時保護委託のための職員は配置されておらず，措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境となる等，子どもに対する負担や影響が大きいのが現状です。

【施策展開の方向性】

- 乳児院や児童養護施設に対して，フォスタリング業務委託を推進し，包括的にフォスタリング業務を担うことが可能な民間機関を育成するという視点をもって，将来的な民間フォスタリング機関の設置を見据えた委託を実施します。
- 一時保護が必要な子どもに対して適切な支援が行えるよう，児童養護施設等に一時保護専用施設の設置を目指します。
- 乳児院や児童養護施設が「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となれるよう，児童家庭支援センターの更なる設置を目指します。
- 施設職員に対する各種研修を実施し，施設の高機能化及び多機能化に必要な職員の資質向上を図ります。

【目標指標】

	令和元年度	前期 (令和6年度)	後期 (令和11年度)
民間フォスタリング機関	0か所	5か所	5か所
一時保護専用施設	0か所	5か所	5か所
児童家庭支援センター	2か所	3か所	5か所

6 一時保護機能の充実強化

(1) 一時保護の環境及び体制整備

児童福祉法第33条の規定に基づき、児童相談所長又は都道府県知事が必要と認める場合には、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、本県が設置する一時保護所に保護し、又は児童福祉施設や里親等に一時保護を委託することができます。

【現状と課題】

- ・ 従来の一時保護所は、男女混合での集団処遇でしたが、平成24年の水府町庁舎への移転後は、一時保護児童の処遇向上を目指した個別処遇体制を見据えて、男子学齢児(12名)及び女子学齢児・幼児(12名、6名)の2つのユニット構造になっています。
- ・ 一時保護所で保護された子どもの権利擁護を図るため、子どもからの意見をくみ取る仕組みをマニュアル化し、運用しています。
- ・ 現状の一時保護所の体制では、子ども一人ひとりの状態に合わせた個別的な対応が十分にできていない場合があることや、学校へ通学できないことが多いなど学習権保障の問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されています。
- ・ 児童虐待事案を主とする緊急一時保護の増加と一時保護期間の長期化に伴い、児童養護施設等への委託一時保護が大幅に増加しています。
- ・ 一時保護所では、虐待を受けた子どもだけでなく、児童福祉施設や里親家庭において不適応行動を起こした子どもについても、保護することが求められています。しかし、現在の一時保護所の設備や人員配置では、様々な問題を抱えた児童が同じ空間で生活することとなり、それぞれの児童に配慮した処遇を行うことが困難となっています。

【施策展開の方向性】

- 虐待を受けた子どもや不適応行動があった子どもを保護し、行動観察や短期入所指導を効果的に行うために、一時保護所の人員配置の見直しや環境整備等を行い、一時保護所の機能強化を図ります。
- 児童養護施設等に一時保護専用施設を設置し、一時保護所での受入困難時に対応できる体制を整備します。

(2) 一時保護委託の体制整備

一時保護委託については、子どもの状態に応じて、可能な場合は里親への委託を検討しますが、緊急保護のため委託先の里親が即座に見つからない場合又は虐待の影響や心身の疾病や傷害がある、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、施設への一時保護委託を検討しています。

【現状と課題】

- ・ 平成30年度の一時保護委託は314件と5年前と比べて2倍以上増加しており、同年度に一時保護所で保護した221件を大きく上回っています。
- ・ 一時保護所では、心理的身体的アセスメントがない状況での保護のため、単純に保護するだけでなく、一時保護中の行動観察を伴うなどの専門性が求められます。
- ・ 緊急保護による一時保護委託が多いために、委託先の里親が即座に見つからないことなどから、委託に至らないのが現状です。
- ・ 乳児院や児童養護施設への一時保護委託については、受入時期が予見できないため、受入れのための職員体制を維持することができないことや、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境になることにより、双方への影響が大きいことなどの課題が挙げられています。
- ・ 義務教育中の一時保護児童が、在籍校から離れた場所で一時保護委託された場合、転籍できないことから、学校に通学できない期間が生じる場合があり、学習権を保障する方策が必要です。

【施策展開の方向性】

- 一時保護が必要な子どもの行き場がなくなることがないように、十分な受け皿を確保します。
- 児童養護施設等で行われる一時保護委託については、一時保護に必要な支援が行わ

れるよう、施設職員向けの研修や、関係機関との連携強化を図ります。

- 一時保護の目的を達成した上で、一時保護中であっても、原籍校への通学に対応できるように、登録里親と一時保護委託の協力体制の構築を検討します。
- 安定した一時保護の受入れ体制を整備するため、児童養護施設等の定員外に一時保護委託専用施設の設置を目指します。

【目標指標】

	令和元年度	前期 (令和 6 年度)	後期 (令和 11 年度)
一時保護専用施設	0 か所	5 か所	5 か所

7 施設退所者等に対する自立支援の充実

【現状と課題】

- ・ 児童養護施設等に入所中の子どもに対する就職に必要な資格取得費用や、児童養護施設等を退所して就職又は大学等に進学した者（保護者等からの経済的な支援が見込まれない者に限る。）に対する家賃、生活費の貸付けについては、茨城県社会福祉協議会が実施主体となり、本県が自立支援資金の貸付けに当たって必要な指導・助言をしています。
- ・ 児童養護施設等に入所している子どもに対して、就業促進のための運転免許取得費用の一部助成を行っています。
- ・ 施設退所者等のうち引き続き支援が必要な者を対象として、22歳の年度末まで生活費や居住費等の補助を行っています。
- ・ 平成30年度から、児童養護施設を運営する社会福祉法人に「児童養護施設退所者等アフターケア事業」を委託し、児童養護施設退所者等の社会的自立に向け、就労・進学継続に向けた入所中の相談体制及び退所後のアフターケアの充実を図るとともに、個別の継続支援計画を策定し、22歳の年度末まで必要な援助を受けられる体制整備の実施に取り組んでいます。
- ・ 平成31年3月31日現在、自立援助ホームは、県内に5か所あります。
- ・ 平成29年度から、「児童養護施設等社会復帰支援事業」（自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面から入居児童の自立支援を行う）、「社会的養護自立支援事

業」(自立のために支援継続が適当な場合に、22歳の年度末まで必要な支援を行う)及び「就学者自立生活援助事業」(自立援助ホームに入所し、大学等就学中の生活支援を行う)を実施しています。

【施策展開の方向性】

- 児童養護施設等を退所する子どもの社会的自立に向け、入所中の相談体制及び退所後のアフターケアの充実を図るなどの支援に取り組みます。
- 自立援助ホームにおいて、大学等就学中の生活支援や、心理的な支援などを行います。
- 自立援助ホームの運営や整備等に対して支援を行います。

8 児童相談所の強化等に向けた取組

【現状と課題】

- ・ 国では、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を平成30年6月に決定し、続く同年12月には「児童虐待防止対策総合強化プラン」を策定するなど、すべての子どもが、地域でつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を提供するための取組みがなされることとされました。
- ・ 本県においても、「茨城県子どもを虐待から守る条例」において、児童福祉司等の専門職員について、国の定める基準を超える人数の配置等の体制強化に努めることとしています。
- ・ また、本県の児童相談所における相談対応件数は、平成25年度以降増加傾向にあり、平成30年度は全相談が5,995件となり対前年比で約8%の増加となり、その内虐待相談が2,687件と全体の約45%を占めています。
- ・ 特に虐待相談については、複雑化、困難化した事案が増加し、一時保護等の行政処分や法的対応等が必要となる事案も増えており、それらの事案に迅速かつ適切な対応を図るため、児童福祉司等の増員等を含めた児童相談所の体制強化が急務となっています。
- ・ 平成28年改正児童福祉法において、フォスターリング業務や特別養子縁組等に関する相談・支援が、児童相談所の業務として位置づけられました。平成30年度3月31

日現在、里親養育支援児童福祉司3名、里親委託推進員3名を配置しています。

【施策展開の方向性】

- 児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進及び市町村の相談支援体制の強化等を図るため、児童相談所における職員を増員するなど体制の充実を図ります。
- 児童虐待事案に迅速かつ適切な対応等が図れるよう、児童相談所（児童分室を含む）の組織体制の充実を図ります。
- 里親等委託を推進するため、児童相談所における里親養育支援児童福祉司や里親委託推進員の増員を図ります。

平成30年度茨城県少子化対策審議会認可部会及び
茨城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育部会の活動状況

調査審議事項	活動状況 事業成績	開催 回数	開催日
●幼保連携型認定こども園の設置認可及び計画の承認に関する事項	<p>●幼保連携型認定こども園設置認可承認申請書に係る審査 (諮問：申請 10 施設) <検討内容> ①設備基準を満たしているか。 ②食事の提供方法は適切か。 ③人員配置基準を満たしているか。 ④開所日、開所時間は適切か。 ⑤必要な規程が整備されているか。 ⑥資金計画は適切か。 <結果> 答申：承認 18 施設</p> <p>●幼保連携型認定こども園計画承認申請書に係る審査 (諮問：申請 14 施設) <検討内容> ①設備基準を満たしているか。 ②人員配置基準を満たしているか。 ③開所日、開所時間は適切か。 ④資金計画は適切か。 <結果> 答申：承認 14 施設</p>	会議による審 議 2 回	30.8.28 31.2.14
※保育所の設置認可及び計画の承認に関する事項	<p>※保育所設置認可承認申請書に係る審査 (諮問：申請 11 施設) <検討内容> ①設備基準を満たしているか。 ②食事の提供方法は適切か。 ③人員配置基準を満たしているか。 ④開所日、開所時間は適切か。 ⑤必要な規程が整備されているか。 ⑥資金計画は適切か。 <結果> 答申：承認 11 施設</p> <p>※保育所計画承認申請書に係る審査 (諮問：申請 10 施設) <検討内容> ①設備基準を満たしているか。 ②人員配置基準を満たしているか。 ③開所日、開所時間は適切か。 ④資金計画は適切か。 <結果> 答申：承認 10 施設</p>	会議による審 議 2 回 文書による審 議 1 回	30.8.28 30.10.5 31.2.14

令和元年度茨城県少子化対策審議会認可部会及び
茨城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育部会の活動状況

調査審議事項	活動状況 事業成績	開催 回数	開催日
●幼保連携型認定こども園の設置認可及び計画の承認に関する事項	<p>●幼保連携型認定こども園設置認可承認申請書に係る審査 (諮問：申請 0 施設)</p> <p><検討内容></p> <p>①設備基準を満たしているか。 ②食事の提供方法は適切か。 ③人員配置基準を満たしているか。 ④開所日，開所時間は適切か。 ⑤必要な規程が整備されているか。 ⑥資金計画は適切か。</p> <p><結果></p> <p>答申：承認 0 施設</p> <p>●幼保連携型認定こども園計画承認申請書に係る審査 (諮問：申請 7 施設)</p> <p><検討内容></p> <p>①設備基準を満たしているか。 ②人員配置基準を満たしているか。 ③開所日，開所時間は適切か。 ④資金計画は適切か。</p> <p><結果></p> <p>答申：承認 7 施設</p>	会議による審議 1 回	1.8.19
※保育所の設置認可及び計画の承認に関する事項	<p>※保育所設置認可承認申請書に係る審査 (諮問：申請 3 施設)</p> <p><検討内容></p> <p>①設備基準を満たしているか。 ②食事の提供方法は適切か。 ③人員配置基準を満たしているか。 ④開所日，開所時間は適切か。 ⑤必要な規程が整備されているか。 ⑥資金計画は適切か。</p> <p><結果></p> <p>答申：承認 3 施設</p> <p>※保育所計画承認申請書に係る審査 (諮問：申請 7 施設)</p> <p><検討内容></p> <p>①設備基準を満たしているか。 ②人員配置基準を満たしているか。 ③開所日，開所時間は適切か。 ④資金計画は適切か。</p> <p><結果></p> <p>答申：承認 7 施設</p>	会議による審議 1 回	1.6.27 1.8.19

茨城県子どもの貧困対策に関する計画施策実施状況報告

1 趣旨

- (1) 県では、県少子化対策審議会でご頂いた御意見等を踏まえて平成 27 年度に策定した「茨城県子どもの貧困対策に関する計画」(平成 28 年度～平成 32 年度)において、子どもの貧困対策について、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援の 4 つを重点的に取り組む項目に位置づけ、これらの項目に関連する施策を子どもの貧困対策に着目した上で総合的に推進しております。
- (2) 計画において、毎年度計画の適切な進行管理を行い、計画の点検評価等を実施することで効果的な事業の実施を図るとしていることを踏まえ、今回の審議会において、計画に掲載した主な事業の平成 30 年度の実績及び令和元年度の実績について報告するものです。

2 計画の内容 (別添資料 (計画概要) のとおり)

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備すること。 ○各種施策を子どもの貧困問題に着目した上で総合的に推進すること。
重点的に取り組む項目	<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援：生活困窮世帯等への学習支援、学校教育による総合的な教育支援等 ○生活支援：保護者への生活支援、子どもへの生活支援等 ○就労支援：保護者の就労機会の確保、子どもへの就労支援等 ○経済的支援：児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付等

3 子どもの貧困対策の動向

	国	県
H25	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定	
H26	「子供の貧困対策に関する大綱」の制定	
H27		計画策定
H30		子どもの生活実態調査の実施
R1	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の制定 ・「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し 	
R1		計画改定

4 計画進捗状況

○指標の状況

・計画に掲載した指標の状況を報告します（数値は県の値になります。）。

	対象	項目	基準値		29年度	30年度
			年度	数値		
1	生活保護世帯 に属する 子ども	高等学校等進学率	26	91.5%	90.7%	88.7%
2		大学等進学率	26	19.0%	17.2%	15.0%
3		就職率（中学校卒業後）	26	2.5%	3.9%	4.4%
4		就職率（高等学校卒業後）	26	61.0%	64.5%	62.6%
5		高等学校等中退率	26	5.8%	4.9%	5.5%
6	児童養護施設 の子ども	高等学校等進学率	26	84.4%	88.5%	95.8%
7		大学等進学率	26	14.0%	24.1%	23.5%
8		就職率（中学校卒業後）	26	4.4%	5.8%	2.1%
9		就職率（高等学校卒業後）	26	82.0%	69.0%	70.6%
10	スクールソーシャルワーカーの人数		27	15人	15人	17人
11	ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進給付金事業の実施市数		27	28/32市	31/32市	31/32市
12	母子・父子自立支援プログラム策定件数		26	53件	39件	32件

出典：(1～5)：厚生労働省社会・援護局保護課調べ、(6～9)：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ、(10)：茨城県教育庁学校教育部義務教育課調べ、(11・12) 茨城県保健福祉部子ども政策局子ども家庭課調べ

○施策の推進状況

・計画に掲載した主な事業の平成30年度の実施状況及び令和元年度の取り組みについては以下のとおりです。

重点的に取組む項目① 教育支援

事業名	事業内容	H30年度実績 ※（ ）はH29実績	H31年度の取り組み
生活困窮世帯・ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	生活保護世帯や生活困窮世帯の児童・生徒に対し、教員OBや大学生などのボランティアを活用した無料の学習塾を開催し、学習の機会の提供や、学習習慣の定着を図る。	9カ所9町村において、生活保護世帯を含む生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもに対し学習支援等を行った。 ・実施回数：420回（380回） ・参加人数：2,005人（1,679人）	引き続き、9カ所9町村において、生活保護世帯を含む生活保護世帯の子どもに対し、学習支援を実施。（この3町村のうち、2町村は他事業で支援を実施中。残る1町における支援実施に向け、働きかけていく。
	ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談や、基本的な生活習慣の習得支援等を行いながら、ひとり親家庭の子どもの学習を支援する。	事業終了（H28から2年間のモデル事業）	事業終了（H28から2年間のモデル事業）
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置・派遣	スクールソーシャルワーカーを小、中学校等に派遣し、福祉関係機関・警察・医療関係機関等と連携し、問題を抱える児童生徒とその保護者等に対する支援を行う。	【小中学校】（派遣状況） ・派遣校：78校（60校） ・派遣回数：537回（431回） ・スーパーバイザーを派遣し、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図った。派遣回数：1回（3回）	派遣予定回数を前年度から200回程度拡充し、派遣体制を充実させるとともに、スーパーバイザーの活用を進め、市町村等の対応力向上を図る。
	児童生徒における不登校やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解消を図るため、全公立小・中・高等学校等へスクールカウンセラーを配置・派遣し、教育相談体制を充実する。	【小中学校】配置・派遣状況 ・単独校：中35校（44校） ・拠点校：中120校（120校） ・対象校：小108校（137校）、中55校（65校） ・派遣型校：小142校（113校） ・緊急派遣：小231校（230校）	引き続き全校にスクールカウンセラーの配置・派遣を継続するとともに、教職員及び保護者に対しカウンセリング等に関する助言等を行い、学校としての相談体制の充実を図る。
高校生等奨学給付金	全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対し、奨学のための給付金を支給する。	高等学校等奨学給付金を給付することにより、家庭の授業料以外の教育費負担の軽減が図られた。 【実績】 ・（公立）7,603人（8,035人） ・（私立）2,085人（2,051人）	引き続き家庭の授業料以外の教育費負担の軽減を図る。

重点的に取り組む項目② 生活支援

事業名	事業内容	H30年度実績 ※ () H29実績	R1年度の取り組み
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業	県福祉事務所に相談支援員と就労支援員を配置し、生活困窮者からの生活・就労等に関する相談に対応するとともに、自立に向けたプランを策定し、継続的な支援を行う。	生活困窮者からの相談に対応し、支援プランの作成、プランに基づく関係機関との連携等により自立を支援した。 <ul style="list-style-type: none"> ・新規相談件数：134件 (150件) ・支援プラン作成件数：34件 (30件) ・就労・増収者数：25人 (39人) ※生活困窮者全体の数字	引き続き生活困窮者からの相談に対応し、支援プランの作成等により自立に向けた支援を行う。
児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付	児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者等に対して、自立支援資金を貸付けることで自立を支援する（必要な原資を県から茨城県社会福祉協議会へ補助することで実施する。）。	児童養護施設の退所者等で、就職又は進学する者に対し、自立支援資金の貸付を行った。 <貸付実績> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃支援費：9件 6,358,800円 (13件 4,649,700円) ・生活支援費：5件 5,800,000円 (9件 5,000,000円) ・資格取得支援費：1件 198,360円 (6件 1,491,800円) 	引き続き、就職又は進学する者に対し貸付を行う。
母子父子自立支援員の配置	各県民センター等に配置されている母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の方から相談を受け、個別の状況に応じて自立への指導・助言を行う。	ひとり親家庭の親に対する就労、養育、貸付等に係る相談指導を行い、母子及び父子並びに寡婦の生活の安定に資することができた。 <ul style="list-style-type: none"> ・件数：7,189件 (6,575件) 【内訳】母子家庭：7,105件 (6,500件)、 父子家庭：84件 (75件)	引き続き、ひとり親家庭の親に対する就労、養育、貸付等に係る相談指導を行い、母子及び父子並びに寡婦の生活の安定に資するよう努める。

重点的に取り組む項目③ 就労支援

事業名	事業内容	H30年度実績 ※（ ）はH29実績	R1年度の取り組み
いばらき就職支援センター事業	県内6か所に設置している「いばらき就職支援センター（水戸市、常陸太田市、日上市、鉾田市、土浦市、筑西市）」において、就職相談からキャリアカウンセリング、職業紹介までのサービスをワンストップで提供することで、就職を支援する。	いばらき就職支援センターの利用者に対して、就職支援を実施した。 【実績】 ・利用者：21,808人(25,870人) ・相談件数：27,928件(32,797件) ・就職決定者数：1,194人(1,219人)	引き続き、就職相談からキャリアカウンセリング、職業紹介までのサービスをワンストップで提供することで、就労を支援する。
母子家庭等就業・自立支援センター事業	茨城県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、就職相談や職業紹介などのサービスを提供することで、就労を支援する。	就労推進員による母子家庭の母等に対する就職相談や職業紹介などを行い、母子家庭の母等の就職に結びつけることができた。 【実績】 ・就職者数：21名(17名)	引き続き、母子家庭の母等に対する就職相談や職業紹介などを行う。
高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格（看護師等）を取得するために養成機関で1年以上修学する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給し、修学期間中も収入が得られるように支援する。	養成機関で資格取得を目指すひとり親家庭の親に対して給付金を支給することができた。 ・支給件数：175件(151件) 【内訳】県：13件(9件)、市：162件(142件)	最終修学年度は40千円増額し、引き続き、養成機関で資格取得を目指すひとり親家庭の親を支援する。
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、当該養成機関への入学準備金及び卒業後の就職準備金を貸付けることで、資格取得を促進する（必要な原資を県から茨城県母子寡婦福祉連合会へ補助することで実施する。）。	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学するひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金の貸付を行い、その自立援助を図ることができた。 【実績】 ・入学準備金：39件(44件) ・就職準備金：21件(13件)	引き続き、入学準備金及び就職準備金の貸付を行い、ひとり親家庭の親の自立援助を図る。

重点的に取り組む項目④ 経済的支援

事業名	事業内容	H30年度実績	R1年度の取り組み
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童のすこやかな成長を図るため、児童扶養手当を支給する。 公的年金の額が手当額より低い場合は、差額分の手当を支給する。	ひとり親家庭等に対して、支給要件等の認定を行い、児童扶養手当を受給した。 ・支給対象者数：21,981人(H31.3末現在) (22,871人(H30.3末現在)) 【内訳】町村部(県支給)：1,902人(2,000人) 市部：20,079人(20,871人)	引き続き、ひとり親家庭等に対して児童扶養手当を支給する。
母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等に対して、無利子・低利で、児童が高等学校等で修学するための費用や、生活に必要な費用などを貸付けることで、ひとり親家庭等の経済的な自立を支援する。	福祉資金の貸付により、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ることができた。 ・貸付件数：220件(236件) 【内訳】母子：208件(218件)、父子：12件(17件)、寡婦：0件(1件)	引き続き、母子家庭等の生活の安定と経済的自立を支援するため、福祉資金の貸付を実施する。
医療費助成	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小児やひとり親家庭の患者負担分を助成する(マル福制度)とともに、慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の医療費を助成する。	受給対象者の経済的負担を軽減することにより、健康の保持、生活の安定を図ることができた。 ・マル福受給対象者(妊産婦、小児、ひとり親)：399,208人(403,380人) ・小児慢性特定疾病医療費支給対象者：2,193人(2,483人)	小児慢性特定疾病医療費と合せて、引き続き医療費を助成する。

5 今後の対応

- 現在改定中の「次世代育成プラン 施策7」に基づき、子どもの貧困対策を進めていくとともに、必要に応じ関係課、市町村やNPO法人等関係団体と連携・協働を図ります。
- 子どもの貧困に関する各種支援の普及推進と社会理解の促進をよりいっそう図るため、市町村における「子どもの貧困対策に関する計画」の策定を支援していきます。